

平成25年第4回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成25年12月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	9番	藤枝	浩	君
	1番	畑岡	洋二	君
	2番	橋本	良一	君
	3番	小磯	節子	君
	4番	飯田	正憲	君
	5番	石田	安夫	君
	6番	鹿志村	清一	君
	7番	蛭澤	幸一	君
	8番	野口	圓	君
	10番	鈴木	裕士	君
	11番	鈴木	貞夫	君
	12番	西山	猛	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	18番	横倉	きん	君
	19番	町田	征久	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市長 山口伸樹君

副市長	久須美 忍 君
教育長	飯島 勇 君
市長公室長	深澤 悌二 君
総務部長	阿久津 英治 君
市民生活部長	小坂 浩 君
福祉部長	小松崎 栄一 君
保健衛生部長	安見 和行 君
産業経済部長	神保 一徳 君
都市建設部長	竹川 洋一 君
上下水道部長	藤田 幸孝 君
市立病院事務局長	打越 勝利 君
教育次長	塙 栄 君
消防長	小森 清 君
会計管理者	高安 行男 君
笠間支所長	飯村 茂 君
岩間支所長	海老沢 耕市 君
企画政策課長	橋本 正男 君
企画政策課長補佐	後藤 弘樹 君
総務課長	櫻井 史晃 君
総務課長補佐	柴田 常雄 君
環境保全課長	笹ノ間 宏 君
環境保全課長補佐	青木 秀夫 君
商工観光課長	清水 博 君
商工観光課副参事	小沢 敦 君
生涯学習課長	河原井 規夫 君
文化振興室長	米川 健一 君
学務課長	園部 孝男 君
学務課長補佐	渡部 明 君
秘書課長	小田野 恭子 君
秘書課長補佐	友部 邦男 君
健康増進課長	山田 千宏 君
健康増進課長補佐	下条 かをる 君
保険年金課長	青柳 京子 君
保険年金課長補佐	田村 一浩 君
高齢福祉課長	中沢 英夫 君

高 齢 福 祉 課 長 補 佐	長 谷 川 康 子 君
都 市 計 画 課 長	青 木 理 重 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	安 達 正 一 君
消 防 次 長 兼 警 防 課 長	橋 本 泰 享 君
警 防 課 長 補 佐	上 野 浩 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	伊 勢 山 正
議 会 事 務 局 次 長	石 上 節 子
次 長 補 佐	飛 田 信 一
係 長	瀧 本 新 一

議 事 日 程 第 3 号

平成25年12月16日（月曜日）

午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前9時59分開議

開議の宣告

○議長（小園江一三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付したとおりであります。

議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番鈴木貞夫君、12番西山 猛君を指名いたします。

一般質問

○議長（小藺江一三君） 日程第2、一般質問を行います。

今期定例会より、一般質問につきましては、試行的に一問一答方式を取り入れ、従来の一括質問・一括答弁方式、一括質問・一問一答方式、及び最初から一問一答方式の3方式の中から選択していただきます。

また、発言時間は従来の一括質問・一括答弁方式につきましては、質問時間は30分以内とし、それ以外の一問一答方式につきましては、質問・答弁あわせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

それでは、最初に、12番西山 猛君の発言を許可いたします。

○12番（西山 猛君） 12番西山 猛です。ただいま議長より許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

私は一問一答方式で行いますので、執行部の方々、よろしく願いいたします。

今回は大きく二つに分けました。一つは笠間市総合計画について、次に行政機構及び執行についての二つに分けました。

細部に入ります。

（1）としまして、笠間市総合計画3カ年実施計画の策定に当たり、各事業の根拠となるデータとは何かということで、①としまして、3カ年実施計画の策定期間及び期間についてをお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 12番西山議員のご質問にお答え申し上げます。

3カ年実施計画の策定期間及び期間についてのご質問でございますが、まず、本計画は平成26年から28年までの3年を計画の期間としたもので、毎年ローリング、見直しを行っております。

本年度計画の策定に当たりましては、本年7月に3カ年実施計画策定方針を決定し、この方針に基づきながら事業所管課において既存事務事業の見直しや新規事務事業の企画・立案など、事業計画の検討を行っております。

その後、政策的事業や建設整備事業を中心に、上位計画である基本構想や基本計画に掲げた目標を達成する上で、より貢献度や有効性、効率性が高いものを採択し、全ての事務事業の中から186件を主な事務事業として3カ年実施計画書へ掲載し、本年11月に最終決定し、ホームページ等で広く市民等へ公表をしているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 期間につきましては4カ月間でよろしいですか。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） その4カ月間ということでございますが、その間にいろいろ作業等やっております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 186事業でよろしいですか。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） 全体の事業が700事業ございまして、そのうちの186事業をこの実施計画書に搭載をしております。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） ①について終わります。

次に、事務事業、先ほどの事務事業ですね、このうちの新規事業は何件あるのかお伺いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） 本計画に掲載している新規事業といたしましては、市立病院整備事業、認定子ども園整備事業など9件でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） その新規事業の主な目的、これからの笠間市の発展のため、あるいは地域づくりのため、主な目的をお聞かせ願います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） 主な目的でございますが、総合計画の示しているものを達成するために、三つの視点がございましてけれども、その視点に基づきましてそれを達成するためにそれぞれの所管において計画を立てているものでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 総合計画に基づいて目的達成のためということではありますが、では、今まで9件、その9件がなかったという、今回新規ということですから、その9件がなかった理由は何でしょうか。

○議長（小藺江一三君） 企画政策課長橋本正男君。

○企画政策課長（橋本正男君） 今までなかった事業ということでございますが、今までは総合計画の中で、必要であるけれども、経済情勢、それから財政的な面、そういう面で見直しを行いまして、今後必要であろうというものについて計画上載せてございます。その中には武道館整備事業なども載せておりまして、これについても将来的に必要だろうというようなことで、平成27年度からの事業というようなことで一部は載せてございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 建設的な笠間づくりのために必要不可欠であると、このように解釈してよろしいですね。よろしいですね。

○議長（小藺江一三君） 企画政策課長。

○企画政策課長（橋本正男君） そのとおりでございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） ②番についての質問を終わります。

次に、各事業における予定事業費、これ、細部にわたって出ておりますが、予定事業費の設定について、その根拠となるデータ、その予算額が必要であるという根拠、もちろんデータになるんでしょうが、新規事業はともかくとしても、よろしくお願ひします。雑駁で結構です。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） 各事業における予算事業費の設定について、その根拠となるデータというようなご質問でございますが、本計画の策定に伴う各種事業計画の検討段階におきまして、事後評価や事前評価の観点から事業を取り巻く現況や課題を整理を行い、各種事業を実施することでどのような成果が得られるのかなどを明確にした上で、類似事業の事業費、基準単価、参考見積もりなどを根拠に、想定される費用を算出し、予定事業費としております。

なお、予定事業費につきましては、直近の社会経済情勢や市民ニーズ、さらには財政事情など、事業を取り巻く環境の変化に応じて変更となる場合がございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） ここで、たまたま本日の茨城新聞に出ております、発注額引き上げ要請、これは建設下請け業者が人件費や資材高騰で発注額、つまりもうちょっと上げてくれよという、工事代金上げてくれよという申し入れを、かなり大きい団体のレベルで申し入れをしているんですね。

今公室長答弁いただきましたけれども、直近の事情、社会情勢を加味してということになりますと、例えばこれは今建設費に的を絞ってしまいますが、当然そういうことを加味した中で予算化されていくのではないかと思うんですね。例えば同じような事業であるからこのぐらいだろうということではなくて、一定の含みを持たせなければいけないだろうと思うんですね。

東京オリンピックが開催されるということで、大変活気が沸いておりますが、やはり人件費の高騰なども含めて、また、燃料費の高騰なども含めて、資材が上がったり、当然人件費も競争になりますから、そういうことも含めてこの3カ年計画案に現在のような考え方でよろしいのか。例えばそこを含みを持った計画になっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） 先ほどの答弁の中で、直近の価格等を参考にしますということをお願いしましたが、今議員が言われました質問については建設関係でございますので、これは建設関係の基準単価というのがございまして、今新聞報道になっているような問題も若干あるかと思いますが、私どもが見積もりをしているものについてはそういう基準単価をもとにやっております。

直近のものというのはそれに乗らないようなものでございまして、そういうものを事業費として組み立てる場合には、いろいろな経済状況とか、参考見積もりとか、いろいろな形で情報を収集して事業費を上げているというようなことでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山議員

○12番（西山 猛君） ここで、議長、今公室長からほかの部署から上がってきたということで、当然行政の縦割りの構図のお話だと思うんですが、この3カ年実施計画というのは多岐にわたってございまして、今答弁席にお三方おりますが、それ以外の方の答弁も求められるようになると思うんですね。その点どうしたらいいでしょうか、確認してください。

○議長（小藺江一三君） 例えば。

わかる範囲で部長に答弁させます。わかる範囲で。

西山議員。

○12番（西山 猛君） よろしいですか、はい。公室長が今、別の部署で上がってきたものをそのままこれに組み込むという……ではないんですか。

〔「聞こえない」と呼ぶ者あり〕

○12番（西山 猛君） 音声が悪くないじゃないのか。そういう意味じゃない、では、もう一回答弁ください。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） 先ほど私の方で答弁申し上げましたのは、当然実施計画で

すから、他の部署がいろいろ見積もったものが上がってまいります。ただ、一般的に、先ほど議員がおっしゃられた建設関係については、基準単価、そういうものがございますので、そういうものを積算した中で現在笠間市は事業費を算出しているわけです。

それ以外の基準がないものもございますので、そういうものについてはいろいろ経済情勢とかいろいろなところの見積もりとか、今までの参考にでき上がったものとか、そういうものを参考にしながら事業費を出しているというふうに答弁申し上げたところでございます。

○議長（小藺江一三君） 西山議員。

○12番（西山 猛君） それはもう結構です。だから根拠ということになりますと、もちろん根拠がないことをやっていませんから根拠があるんでしょうけれども、その根拠の視点というか、部分というのは、我々とまた違った部分があるのかもしれませんが、それは結構です。この件はそれで終了いたします。

次に、同計画の策定の視点及び進行管理について、3年間の実務のあり方をお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） 3カ年実施計画の策定の指針及び進行管理について、3年間の実務のあり方というご質問でございますが、まず、策定の視点としましては、上位計画に則したものの、後期基本計画期間の重点視点に対応したものの、日々変化する社会経済情勢に対応したものの、行財政改革や行政評価に連動したものを掲げまして、各種事務事業の見直しや企画立案を進めております。

次に、計画の進行管理につきましては、上位計画に掲げた目標の実現に向けて、各種事務事業がどのように展開され、どのような成果があったのか、どのような課題があったのかなど、毎年度、必要性や有効性、効率性などの評価を行いながら、既存事務事業の改革や改善、新規事務事業の企画立案など、事務事業評価の実施による進行管理を行っております。今後さらに厳しさがますますものと予想される財政状況の中で、さらに進行管理の精度を高めていく必要があると考えております。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 進行管理って何ですか。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） この3カ年実施計画につきましては、毎年度、3カ年ですけども、毎年度ローリング、見直しを行っております。

事業そのものをいろいろと、事務事業の評価というものも行ってございまして、その内容が果たして達成されているかどうか、そういうものを検証しながら次の実施計画につないでいくというようなことで行っております。

また、施策評価という、大きな49の施策がありますけれども、その中でも施策評価等も

行って、果たしてその事業がふさわしいのかどうか、そういうものを検証し、廃止とか、改善とか、そういうふうにしております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） もう既にいただいております資料の中で、3カ年実施計画の策定についての中の主な事業ございますが、市街地活性化の推進ということで、最後の方になりますけれども、核となる施設を最大限に活用していきますということなんですが、これは3カ年計画のどの部分のどの意味を指すのかお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 企画政策課長。

○企画政策課長（橋本正男君） 市街地活性化の推進につきましては、後期基本計画で掲げます三つの重点視点がございます。それをさらに市の発展のために、足りない部分をより推進するために、健康都市づくりと市街地の活性化というふうに定めまして、それをより一層進めることにより将来像に向けたまちづくりができるというようなことで、笠間市駅周辺の活性化と笠間稲荷周辺の活性化というような大きな二つに分けて事業を推進していくということでございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） では、核となる施設というのは笠間にある駅を指すんですね。あるいは笠間稲荷神社を指すんですね。

○議長（小藺江一三君） 企画政策課長。

○企画政策課長（橋本正男君） 市街地の活計化というものは、駅周辺と笠間稲荷周辺、この二つを大きく目標といたしております。そういうことです。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 一問一答なのでもう一度聞きます。駅と笠間稲荷神社を指すんですね。

○議長（小藺江一三君） 企画政策課長。

○企画政策課長（橋本正男君） 駅を指すのではなくて、駅周辺、三つの市街地を指しております。稲田駅周辺、それから友部駅周辺、そして岩間駅周辺整備というようなことで、駅を指すのではなくて、駅周辺の整備ということとしております。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） いいですか、これに基づいて私質問しているんです。核となる施設を、核となる施設、最大限に活用していきますということなんですが、その核となる施設は何ですかということをお尋ねしているんです。

○議長（小藺江一三君） 企画政策課長。

○企画政策課長（橋本正男君） 核となる施設を最大限に活用しますということで、駅周辺の整備を行っていくということが核となる施設というふうにっております。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番(西山 猛君) 課長の答弁が正しいということ、これが間違っているんですね。これは間違っているんですね。核となる施設を最大限に活用していきます。核となる施設を最大限に、例えば駅を利用していくと、最大限に利用していくよと。例えばコミュニティーセンターを利用していくよとか。地元の例えば本庁舎を利用していくよという施設を私は指しているんだと思っているんですが、何か市街化地域になっちゃうんですけれども、何ですか、それは。

○議長(小藺江一三君) 企画政策課長。

○企画政策課長(橋本正男君) 説明不足かもしれませんが、その駅周辺ということで、今後整備されるのは、今おっしゃられましたように、地域交流センターとか、そのほかにも病院の建設とか、そういうものを含めた事業、そういうものの核となる施設を最大限に活用していくということでございます。

○議長(小藺江一三君) 西山君。

○12番(西山 猛君) 最後、整理しましょう。核となる施設名を挙げてください。

○議長(小藺江一三君) 企画政策課長。

○企画政策課長(橋本正男君) まず稲田駅周辺については、観光交流センター、それから駅前の広場、それからそれに伴うハイキングルートなどの施設整備、それから友部駅周辺整備につきましては、南側に位置します現在駐車場となっている地域交流センターの施設整備、それから病院事業とか、そういうものです。そういうものを基本とした周辺整備を行っていくと。

岩間駅周辺整備につきましては、やはり南広場におきまして、地域交流センターの整備、それから旧庁舎跡地における公園の整備、そういうものを核とした施設を最大限に活用する整備計画を行っていくと。また、岩間地区については、愛宕山をつなぐルート、そういうものの地域の方と観光客が利用できる、そういう観光施設、そういう地域活性化を行っていくということが事業でございます。

○議長(小藺江一三君) 西山君。

○12番(西山 猛君) 義理にも岩間地区の話が今触れましたけれども、なかなか地元の観光につながるのかというのはなかなか難しいかなと。シャッター通りになっていますしね、なかなか難しいかなと思っています。

笠間稲荷周辺の活性化ということで、53ページにあります。旧井筒屋旅館の有効活用を図るということですが、ほかの先輩議員もこの件については細部にわたり質問するでしょうから、私は雑駁で結構ですから、幾らで買って、幾らかかかっていて、今後どうなっているのか、業者が現在の指定管理者になっていますか、指定管理になっているんですか、現在の状況ですね、それだけちょっと皆さんの前で。

○議長(小藺江一三君) 企画政策課長。

○企画政策課長(橋本正男君) 大変申しわけありませんが、現在の状況というのは私た

ち企画政策課ではちょっと答えられません。

今後どのように整備するかというのは、ここに書いてありますように、井筒屋旅館の有効活用を図りながら、周辺の整備を図っていくというようなことで、市街地活性化の推進を働くものでございます。内容については現在調整をしているというふうに聞いております。以上です。

○12番（西山 猛君） 議長、だから私は言っているんですよ。3カ年計画は多岐にわたるからどうするんですかって。だから答弁のとき行ったり来たりになっちゃうと、時間のロスもあるでしょうし、それはどうするんですか。例えば自席でやってもらうとか何とかそういうことなんですかということをお前は確認したんですよ。必ず担当はそう言いますよ。

○議長（小藺江一三君） 暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

都市建設部長。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまの西山議員のご質問にお答えをいたします。

取得価格につきましては、前にもご説明いたしましたけれども、3,000万という金額で取得をしております。

今後の事業計画でございますけれども、今現在事業者と内容につきまして協議中でございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） それでは、3カ年実施計画の、ページで言うと前からちょっと質問をさせていただきます。

8ページになりますが、地域子育て支援拠点事業ということで、これは子ども福祉課の扱いになっておりますが、これも答弁していただきたいと思うんですが、3カ年実施計画で、子育て支援センターの年間延べ利用者数ということで2万8,000人ということになっておりますが、この事情というのは横ばいということ、予算は多少上がっているのかなとは思いますが、横ばいなんです、この実情というのは現在の笠間市の人口の動静を見て、いかがでしょうか。少子化が加速している、高齢化が加速している、さらには社会動的な動きが減少につながっているということも含めまして、その数字はいかがなものか。または横ばいだろうという根拠は何かお尋ねいたします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） それでは、地域子育て支援拠点事業の部分についてご説明申し上げます。

地域子育て支援センターにつきましては、市3地区にそれぞれ整備をしております。岩間地区については支所で「くりのこ」、それから笠間地区についてはポレポレで「みつばち」、それと昨年から整備をいたしました友部地区の児童館、それぞれ3地区で子育て支援センターを開設をし、実施しているところです。

この実績を26年度2万8,000と見まして、ほぼ利用形態については定着しているという意味合いで、3カ年実施計画の中では同数字を掲げているというところがございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） それでは、同じく子育てになります、ファミリーサポートセンター事業ということで、これも利用会員数ということで、これは事業内容が濃いのかもしれませんが、330人から、平成26年度ですね、28年度までには400人ということで、利用者数が上がっております。会員数が上がっております。この根拠は何でしょうか。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） ファミリーサポートセンター事業につきましては、これは利用会員、提供会員、会員制度で実施をしている事業です。

児童館開設までは岩間支所に事業の拠点を置きまして、そちらで開設をしておりましたけれども、児童館開設と同時に、児童館の中にファミリーサポートセンター事業の事業所を設置しているところです。

これらについては会員制度でやっております、徐々にPRが進みまして、利用会員、協力会員ともに増加をする傾向がありますので、上昇するという見越して数字を上げております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 行政の評価ということで、それが周知徹底されていこうということであろうかと思えます。わかりました。

同じページなんです、18ページに空き家対策事業というのがあります。空き家対策。これは26年から28年の3カ年計画で、目標ということで空き家バンク制度登録物件数ということで10件、横ばいですが、10件ということで、ずっと3カ年10件、10件、10件という目標になっておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまの空き家対策事業の件につきましては、現在登録件数が約20件ほどございます。実際、26、27、28、横ばいの状況で、件数は計画的に挙げてございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） ここで新聞記事を一部資料にしたいと思います。

12月1日、ことし、もちろんことしですが、12月1日、今月の12月1日に、これは朝日新聞ですが、「笠間で今春スタート、入居へ登録20人」ということで、空き家バンク制度苦戦、老朽化などわけあり、紹介可能わずか2件ということでありましたが、これは事実ですね。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまのご質問でございますけれども、現在は不動産業関係の方にも依頼をしまして、空き家バンク制度の推進を図っているところでございまして、件数につきましては、今登録件数はただいま申したとおりでございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） これ、総務省調べということですが、4,270戸。市の考え方、2008年に4,270戸の空き家があったわけですね。

市の考え方ということで、5年後の今ですね、さらにふえているということで、実態は把握してないんでしょうけれども、減ってはいないだろうということでもありますね。

今後、目標10件ということを出してありますけれども、スタートですからもなかなか思ったようにいかないのも事実でしょうし、試行錯誤の結果、2件という一つの実績ができたわけですが、これは今後10件という目標を立てておりますが、10件が横ばいではなくて、多少上がっていくような事情になっていくのかなと思うんですね。そういう行政努力は考えておりますか。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまのご質問でございますけれども、先ほど不動産業者関係と申しましたが、先月業者会等の集まりがありまして、その中で今月から調査等の発注を業者等にしていきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） わかりました。

続きまして、30ページなんですけど、30ページの雇用労働環境ということで、地域の活性化の中の市民雇用の創出事業ということで、これは商工観光課が対象なんですけど、これが予算化されておりますが、内訳はどんなふうなことをどんなふうにするか、具体的にですね、雇用の状況悪化に対する支援ということですから、具体的にこんなふうなことをこんなふうにしたらいかなということがあると思うんですね。それ、ちょっと根拠も交えて説明していただきたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

○産業経済部長（神保一徳君） 西山議員のご質問にお答えをいたします。

本事業につきましては、ここに書いてございますとおり、市民が職に関し、各自が資格

を取りたいというときにそれに対して支援を行うというものでございまして、この根拠でございまして、今までの資格、申し込みがあった実績でございまして、あとはこれからの見込みといいますか、そういった市況、状況を考えまして、こういった一定の金額を3年間で計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 具体的にどうするんですか。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） 具体的に申し上げますと、そういった資格を取得、要するに職業に役に立つ資格を取得をされた方に対しまして、取得をされたという証拠をいただきまして、それに対して補助金をお支払いをするというような形になっておりますし、あとはこの予算の中には、面接会ということで、就職の企業さんを集めて、学生さんと面接会を実施しております。そういったものの補助、助成というものも入っておりますし、資格の具体的な例といたしましては、例えばクレーンの操作ですとか、そういう重機の操作、そういった職に直接結びつくようなものが想定されるかと思いますが、そういったものに対しての助成を実施しております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 私はですね、一番大事なことは、そういうライセンスも取れない、それこそ車の免許もない、さあ、どうしようという人を何とか助けなくちゃいけない、こういう時代に、時期に来ているのだと思うんですよ。そのために企業も強い企業になっていただいて、一定の含みの中で懐深く雇用をそこに集めていただきたいと、創出していただきたい、こう思うんですね。

だから、全く本末転倒というか、その事業は理解できますよ、できますが、働く場所がなくて、例えばですよ、働く場所がなくて、一定の能力、一定の学力のある人が免許を取ったり、資格を取ったりということ、多分雇用がないんだから、取りました、例えばですよ、笠間市外、市外のどこかに、あるいは県外に行こうというようなことも起こり得るのかなと思うんです。その点、雇用が、受け皿があって、資格を取らせる。あるいは受け皿の中には、底辺もある、上もある、この幅広い層を雇用ということで使えるかどうか、受け入れができるかどうか、そういうことを地場の産業がそういうことを考えているのかどうか。また、それは担当部長はどんなふうに考えているか。ライセンスがあっても行くところがない。行くところがなければ外に出て行く。どうですか。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） 西山議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、市内といいますか、笠間の管内の雇用が厳しい状況であるということには間違いがございませんので、もちろん理想は笠間管内でそういった雇用を創出するというところでございます。笠間市の地場産業は、農業も含めまして、そういったものの

振興、農業で言えばクリの振興もごさいますが、笠間の中でそういった産業ができることがまず一番ではごさいますが、産業の中でも雇用のミスマッチというものは一定程度起きているものと考えますので、そういった中ではそういった資格を取ることによってミスマッチが解消される、例えばあとは面接会によって、今まで企業と雇用がマッチングしていなかったケースでも、一つ、二つでもマッチングがまた生まれるというようなことも考えてごさいます。

もちろん議員おっしゃるような産業の育成、雇用の育成というものもやっていかなければいけませんし、こういった面接会であるとか、そういう資格の取得の補助であるとか、そういったものも両輪として進めていかなければいけないものと考えております。以上でごさいます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） せっかくですから部長に質問しておきます。また、お願いしておきます。地場産業の育成に全身全霊を持って頑張る所存でごさいますか。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） 議員おっしゃったとおり全身全霊頑張ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 先ほどの日本語おかしかったですね。

わかりました。時間の関係もありますので、最後に同計画が今後の市政に及ぼす影響について伺うということで、まとめていただきたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） 本計画の策定の視点に基づきまして、各種事務事業を着実に実施することで、基本構想や後期基本計画に掲げた目標を達成し、目指すべき将来像である「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を実現していけるものと考えております。以上でごさいます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 「統計かさま」、これ本当にわかりやすく書いてあると思うんですが、人口減少の中に、先ほどもちょっと触れましたけれども、やはり社会動態ということで、流出が非常に際立っているかなと思っているんですね。これについて歯止めをかける最大の手立てというか、作戦というか、これは何でしょうか。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） 流失を避ける最大の手立てというのは、私どもが掲げている総合計画を着実に進めていくということが、現在いろいろ網羅して計画に取り組んでおりますので、これを着実に進めていくというようなことかと思っております。以上でごさいます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 今、市長公室長が「我々に任せろ」と、このように答弁いただいたように私は受けました。よろしくお願いいたします。

これで5項目すべてを終わります。

次に、2番の行政機構及び執行について、(1)として行政当局が行う事務事業について、許可及び認可の実務について。①通常時における許可及び認可を決定するまでの手続、機構上のことを言うんですが、実例を挙げて説明をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

行政当局が行う事務事業のうち、許可及び認可の実務について、通常時における許可及び認可を決定するまでの手続についてのご質問でございますが、それぞれ法令の定めによることになっておりますので、制度ごとに法令とそれに基づく規則等に基づき執行することになります。

実務の流れを実例を挙げて申し上げますと、まず、市立公民館の施設を使用する場合は、条例に基づき、利用者からの申請を受け、使用許可を行っております。この許可については、原則として申請を受けたその場で行っております。

次に、道路敷に電柱や水道管を敷設するための道路占用許可でありますれば、道路法に基づきまして許可に係る手続を行っております。許可については、申請を受け付けてから14日以内に回答することになっております。

また、開発許可につきましては、茨城県から事務委任を受け、都市計画法に基づき許可をいたしますが、こちらにつきましては、毎月10日を申請の締切日とし、法に基づいて内容についての確認や修正を行った後、各月下旬に行う開発調整会議を経て、許可を行う手続をしております。

なお、申請に当たっての添付書類など、詳細な手続につきましては、別に市の規則により定めております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） これについては終了でいいです。結構です。

次に、②として、個人及び法人が提出する申請書の審査基準は、いつ、どこで、だれが決めるのか、決定ですね、これをだれが決めるのかお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 続きまして、個人及び法人が提出する申請書の審査基準は、いつ、どこで、だれが決めるのかについてでございますが、審査基準についてですが、許認可にかかわる事務のうち、大多数は法律に基づき行っているもので、その基準については法律の施行の際に定められております。それ以外は法律等で示された基準を参考に作成

したものを条例等で定めることとなります。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） だれが。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） だれがといいますと、執行部で起案したものを住民のパブリックコメントを経た後、議会の提出議案として提出して議会の議決を得るものですので、だれがという表現は難しいかもしれませんが、最終決定は議会ですでにいただくこととなります。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） ちょっと休憩もらえますか。これ、ちょっとおかしいですよ。休憩もらえませんか、議長。休憩もらえませんか。全然違うでしょう。

いいですか、部長。パブリックコメントって、いちいち何かの申請を起こして、何か許可をくれよと言ったときに、じゃあ、パブリックコメントをやって、さらにそれを吸い上げてまた議会で議決、そういうことなんですか。

○議長（小藺江一三君） 総務課長櫻井史晃君。

○総務課長（櫻井史晃君） それでは、こちらの方でお答えした内容と誤差があったようで、申しわけございません。

議員ご指摘のところは、申請書があって、だれが判断してということだと思いますけれども、笠間市では事務決裁規程を設けておりまして、その決定の手段によりまして、市長が決定するもの、部長が決定するものと定めておりまして、その決定権者が決定しております。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） そうですよ、そうですよ。市長が許可を出すのか、部長が許可を出すのか、こういうことを聞きたかったんです。わかりました。

次に入ります。許認可の申請に対する可否の基準について、市条例などに照らし合わせた上で実例を挙げて説明をいただきたいということなんです。これ、ちょっと省きます。多分答弁長くなると思うので、時間の関係もありますから、これはわかりました、結構です。市長が決裁、あるいは部長決裁と、こういうようなことで明確になりましたので結構です。

次に、④としまして、許可者、業者も含めて、に対する許可後の行政指導の実際について伺う。行政というのは縛りという表現もしますが、許可を持っているということは、常に行政が立ち入る部分も含めて許可後の監視を責任を持って行政がしなくちゃいけないと思うんですね。その点、答弁いただきたいと思うんですが。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 許可者に対します許可後の行政指導の実際についてでござ

いますが、行政指導とは、指導、勧告、助言、その他の行為でありまして、処分に該当しないものを言うとして定義されております。

行政指導の実際といたしましては、法令等の定めにも適合しない可能性のある部分などについて指摘し、みずから改善を図るための助言等を行います。

例えば例を挙げますと、打ち上げ花火の打ち上げなどの許可については、法令等に基づいて審査と現地調査を行います。その際、国の定めた基準等に従っていることを確認し、必要に応じて改善を図るための助言等を行います。

また、開発行為であれば、笠間市都市計画開発行為等の規制に関する施行規則に基づきまして、公共公益施設の配置と一定の水準を保持させるような配慮をした事業となるよう、事前の協議を綿密に行い、協力を求めることとしております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 弁護士はどこに出てくるんですか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 弁護士は出てきません。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） ④番、これで終わりにします。

次に、⑤として、申請後、不許可をめぐり、現在係争中とされている案件について、これにつきましては、笠間市の公式ホームページで公表されておりますが、これについて、行政の手続き上、その経緯経過、いつ、どこで、どんなふうになって今現在になったのかということの説明をいただきたいと思っております。もちろん、係争中ですから、司法あるいは法曹界がかかわることについては、私どもは踏み入れるつもりはございませんので、その前段までの説明で結構です。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 12番西山 猛議員の質問にお答えいたします。

し尿・浄化槽清掃業務不許可処分取消等請求事件に関する訴訟内容でございますが、平成25年4月10日付で笠間地区におけるし尿・浄化槽清掃業務の許可申請書を受理し、その後審議を重ね、6月3日付で浄化槽清掃業務不許可通知書を送付しております。

このことに対し、10月4日付で水戸地方裁判所に不許可処分取消請求事件を提訴され、水戸地方裁判所から10月17日付で笠間市へ訴状が届きました。

し尿・浄化槽清掃業務の許可申請書を受理し、不許可とした理由については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5号第2号の規定に基づき、笠間市の平成25年度一般廃棄物処理実施計画で笠間地区のし尿処理・浄化槽清掃業者は1社としてありますので、この実施計画にあわないため不許可といたしました。

この対応につきましては、顧問弁護士と相談しながら最終的には市長等を交えて結論を

出しております。

現在、この訴状に対しまして、担当弁護士と協議しながら対応をしているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 今部長の答弁、私の聞き違いかもしれませんが、1社と決まっているということで、申請を受けたけど不許可にした、不許可の理由は笠間市では決まっている、1社ということに決まっているんだということなんですね。もともと旧笠間の話ですね、今ね。旧笠間では3社あったんですよ、もともとね。その事情はともかくとしても、1社ということ決まっているということは、つまり、申請書を受けるわけにはいかないんじゃないですか。受けないことでもめているならわかりますけれども、いかがですか。

○議長（小藺江一三君） 部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 申請許可は、許可書が申請されれば、受けざるを得ません。

○議長（小藺江一三君） 西山さん。

○12番（西山 猛君） いいですか、もう1回言いますよ。1社って、いすが一つしかないんだから、もう1人来たら、1人立たなくちゃならないでしょう。どうなんですか。それ、わかっている、じゃあ、来なさいよと言うんですか。それを聞いているんですよ。

○議長（小藺江一三君） 部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） その件につきましては、申請者に対して説明がしてございますが、それでも申請を出すということなので、受けざるを得ませんでした。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） ちょっと待ってください。現在こういうことで笠間市では決まっているよ。1社の枠しかないから、2社目、要するにあなた申請者に対しては、受理はできないよと、許可はできないよと。許可はできない、つまり受理はできないよということだと思んですが、でも、ごり押しされたんですか、それは。ごり押しなんですか。ごり押しすると、それは受けるんですが。受けて、時間をかけて、不許可の理由が単純に1社だからということで返したんですか。それはおかしいんじゃないですかね。

そこに顧問弁護士というお話が出ましたけれども、ここまで来るまでには行政の機構上、弁護士のべの字も出て来ませんよ。急にここで弁護士が出てくるんですけれども、一体それはどういうわけですか。

○議長（小藺江一三君） 部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） まず、受け付けたことに関しては、ごり押しということでございますので、私の理解では、先ほど申し上げましたように、許可申請が出されれば、それは受けざるを得ないと思っています。

それから、この前全協で申し上げたと思うんですが、やはりこのような問題ですから、より慎重かつ間違いのない対応をするために顧問弁護士をおいておりますので、弁護士と相談しております。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） ごり押しを受け付けたんですね。ごり押しの申請を受け付けたんですね。その確認をします。

○市民生活部長（小坂 浩君） 何度も申し上げますように、これは許可申請を出されれば、受けざるを得ないので、決してごり押しではないと思います。ただ、こういう状況であることは、西山議員が申した内容は説明しましたが、それでも出すということで、これは拒否するということはできないと思っております。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 拒否できないんですか。できなくて、玄関入れちゃって、困っちゃって、今度弁護士ですか。じゃあ、部長仕事しなくていいじゃないですか。最初から弁護士窓口において。違います。

この問題は起こるべくして起きた問題ですよ。あなた方だれかの責任ですよ。持って行ったら、笠間市が訴えられているんだから、笠間市全体の問題になっちゃう。市民がどんな立場になりますか。よく考えてください。起こるべくして起きた問題でしょ。

整理しますよ。1社しかないんだよと。もうだめだ、座るいすがないんだと。にもかかわらず、もう1社、もう1人呼んじやった。そりゃ、1人立っているわ。何でおれだけ立ってなくちゃならねえんだと、こうなるわ。そりゃ、もめるわ。違います。そういうことじゃないですか。

それも、今部長の答弁では、無理にやられ、申請をどうしても出したいんだと言うから、しょうがないんだとこう言っているんだよね。そんなことはないでしょう。だめはだめでしょう。どうなんですか。行政ってそんなにあいまいなところがあるんですか。これ、十分時間ありますよ、今まで。いろいろなことを議論するに当たっては。どうですか。裁判になったから関係ないってこうやるんですか。毎回そんなことをやったら、毎回裁判になっちゃいますよ。だから最初から弁護士雇って、全部座らせた方がいいですよ。そうすりゃ問題ないですよ。三権分立の趣旨が間違っていますよ。もう1回答弁。

○議長（小藺江一三君） 部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 私は、私の立場では対応に問題はなかったと思っております。何度も言いますように、この件につきまして許可の申請は受けざるを得ません。どうしても出すということであれば、受けざるを得ません。やはり法的な対応が必要なものですから、顧問弁護士に相談させて対応してまいりました。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山君。

○12番（西山 猛君） 時間がないので、これで本当に最後になりますけれども、だっ

て受けざるを得ないって、ありますか、そんなこと。受けるか、受けないかですよ。本来は、これは受けても許可になりませんよということじゃないですか。

つまり、笠間市は上位法か何かに圧迫されているようなものなんですよ、今。そうでしょ。何を根拠に1社なんだと言われたときに、答えられないんですよ。だから受けちゃっているんですよ。そういうことでしょ。だからこれは起こるべくして起きた問題で、業者が許可もらえなかったからって訴えるなんていうのは前代未聞ですよ。そう思いませんか。

それはやはり日ごろの行政のあり方に問題があると私は思っています。だめなものはだめでしょ。だめなものだめなんだけど、だめじゃないという理由が多分あるんでしょう。だめじゃないから受けるよと。ということで受けたんじゃないですか。受けてしまったがためにこういう問題になったと思うんですよ。

これ、どうなんですか、今後いくらかかるんですか、顧問弁護士。どうなんですか。そういう予算も含めて考えているんですか、市民活動課では。あ、ごめんなさい、市民生活部では。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 裁判にかかる弁護士が現在のところ70万ほどの予算を予定しています。

○12番（西山 猛君） だれが責任を取るんだって言っているんだ。

○議長（小藺江一三君） 以上で、西山 猛君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。11時15分に再開いたします。

午前11時03分休憩

午前11時16分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番畑岡洋二君の発言を許可いたします。

○1番（畑岡洋二君） 1番政研会の畑岡洋二でございます。通告に従い、一般質問を行います。質問の方法は一問一答方式を選びました。よろしくお願いいたします。

昨日のマラソン大会のように、自分1人で走る分にはペース配分がつかめるんですが、執行部の皆さまと一緒に質疑応答を繰り返しますので、ペース配分等よろしくお願いいたします。

では、まず最初に、佐白山富士山（つつじ公園）周辺の環境整備について、ご質問いたします。この佐白山富士山の環境整備につきましては、複数の部署にわたる項目がありますので、項目ごとに各部署に分けた形で質問させていただきたいと思っております。

私、先月28日に、秩父多摩甲斐国立公園に属し、国指定の特別名勝地である山梨県甲府市にある昇仙峡を視察してまいりました。紅葉の季節も終わりを迎えておりましたが、さすがに特別名勝地でありますから素晴らしい景色でした。

ただ、目的は景色を見てくることではありませんので、この特別名勝地が景観保護のために木竹、木竹の伐採をしたとの情報を聞きましたので、その経緯の聞き取り調査でございます。

簡単に申しますと、地元観光事業者が木々の成長とともに変わりゆく昇仙峡の景観に強く危機感を持ち、市・県・国の関係行政機関へ景観保護を強く要望を発信したということでございます。

これを受けて、関係行政機関は、地域振興、観光振興とはいえ、自然公園法、文化財保護法、森林法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律などの関係法令との整合性をとりながら、景観保護への道筋をつけたと伺いました。多くの関係者の努力により木の伐採が許可され、昇仙峡の景観が保たれたというわけでございます。

伐採の規模はそれほど大きくないようでございますが、2008年と2013年の2回、許可され、実行されました。今回の訪問時期は伐採直後であったようです。

そこで最初の質問を伺います。笠間地区の佐白山富士山（つつじ公園）はいかがでしょうか。自然環境を維持保全するための法律または条例等の根拠について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 1番畑岡議員の質問にお答えいたします。

佐白山及び富士山周辺につきましては、茨城県が所有する茨城県立自然公園条例に基づき、昭和30年に笠間県立自然公園区域内の特別地域として指定されております。

この条例ですが、県内にあるすぐれた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図ることによって県民の保健、休養及び強化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として制定されたものでございます。

このほか、実施する行為により異なりますが、先ほど議員ご指摘のように、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、あるいは森林法、そして文化財保護法等、さまざまな法令、条例の規制が行われております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） では、ただいまありました茨城県立自然公園条例、森林法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律などの中で、この佐白山周辺の保護、維持を考えた上で、どの条例、条文が一番上位、要するに、同じであれば同じで結構なんですけれども、どの条例を一番気にして考えるべきかということをご説明願います。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） ただいま佐白山の自然環境の維持管理について、どの法律、条例が優先するのかわかるということでございますが、この自然環境の維持保全の現状につきましては、茨城県立自然公園条例に基づき、自然公園の風致景観を保護するために、公

園ごとに公園計画が定められており、公園事業者である茨城県が事業執行を行っているところでありまして、当然のことながら、ただいま申し上げた県立自然公園条例が上位法にありまして、この条例の規制を中心に保護を展開しているところでございます。

条例に基づく取り組みといたしましては、保護のための規制計画において、景観や自然の度合い、または利用上の重要度によって公園区域を特別地域及び普通地域に区分し、各種行為の規制を行っております。

自然公園区域内で工作物の新築、土地の形状変更等の所定の行為を行う場合には、特別地域では許可、普通地域では届出が必要となり、この行為の許可及び届けにつきましては、平成23年4月1日に茨城県から権限委譲を受け、笠間市が事務を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） 答弁が随分先の方までの答えまでであるような気がして、ちょっとあれなんですけれども、ということで、条例等の根拠につきましては、ここでいったん終わりにいたします。

続きまして、条例部分をはっきりしましたところで、次に、条例に照らし合わせて、自然環境の維持保全が今どのような状況にあるんだろうかということの認識をご答弁いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 繰り返す形になるかと思いますが、この条例に基づきまして、その取り組みとしましては、保護のための規制計画において景観や自然の度合い、または利用上の重要度によって公園区域を特別地域及び普通地域に区分し、各種行為の規制を行っております。

また、公園区域内での工作物の新築、土地の形状変更等の所定の行為を行う場合には、特別地域では許可、普通地域では届出が必要となり、この行為の許可及び届出につきまして、平成23年4月1日に茨城県から権限委譲を受け、笠間市が事務を執り行っております。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） 今の答弁ですと、どちらかと言いますと、これまで県が維持保全をしてきたと。県がするにしても、権限委譲を受けて市がするにしても、要するに、見えましたというあれなんですよね。今の自然がどうなっているか。よくなっているのか、悪くなっているのか。要するに、見ていました。悪くなっているか。悪くなっているか。要するに、見ていました。悪くなっているか。悪くなっているか。要するに、見ていました。こんな維持保全てないんですよね、実は。

次の質問に入ったほうがいいかもしれませんので、取りあえず2番目の質問はここで終わります。将来のことにつきまして、今後のことにつきまして、ちょっと入りたいと思います。

私も一般質問する上で、佐白山周辺随分前に見たんですけれども、ここ最近行っていま

せんでしたので、先週ちょっと見てきたんですね。やはり忘れたこともありますし、どんな状況だったかというのを、ゆっくりと1時間、2時間かかりましたから、ずっと歩きで見てきたんですね。

その中に森林法の関係にするんですけども、佐白山周辺は要するに風致保安林、森林法によって指定されているんですね。これは条文の表現とは違いますけれども、このような表現があったんですね。この森林は笠間城址や樹齢150年を超える古い杉、古杉、ヒノキ、カシ類などのうっそうたる境内内を形成し、後世に残す鎮守の森として、昭和36年に風致保安林に指定されたものである。東京営林局笠間営林署。笠間営林署なんかもうないですからね。

要するに、十分な管理がなされている状況にはとても思えない。ましてや私の年代もそうですけども、市民生活部長の年代も多分そうです。そのころには佐白山にはいろいろな動植物がいて、それが今もいたか。

例えばサンショウウオが佐白山の中にいたんですね。これって維持管理が十分であれば、今もいるはずでしょう。ただ、だれも今いないとも言えない、いるとも言えない。要するにだれも管理していない。ウォッチしていないからですね。

要するにこういう状態がよかったんでしょうかというのがもともとこの質問にありまして、というところで、先ほども部長からありましたように、茨城県立自然公園条例の判断ですね、笠間市に権限委譲された。ということは、もっと身近に笠間市が見て、管理して、判断を下せる立場になったんだらうかなと私は理解しております。この辺、今後市の立場としてどういうスタンスにあるのかということをご答弁願えたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） まず、今後の自然環境の維持保全につきましては、先ほど触れたんですけども、茨城県立自然公園における公園計画を定めておきまして、その基本方針の中で、植生が関東北部における団体林の典型を示していることや、部分的に残存する森林が歴史的な文化財と共存し、自然公園と切り離せないものとなっていることなどから、保護方針において文化財、文化景観と相まって、自然景観を保持している樹層を中心に極力自然環境の保護を図るものとしております。

先ほど、23年4月に権限委譲を受けてもっと身近なものとして市の行政でもよく観察方針を図られるということなんですが、取りあえず事務の部分というのは、やはり自然環境での許可とか、建築の際の基準とか、どちらかというと今のところは消極的な事務の部分になっておりますので、これについては再度検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） ルールを守る部署が余り積極的にルールを使う立場になってもい

けませんので、その辺なかなか難しいところだと思いますけれども、その辺のバランス感覚を持って、自然環境、特に笠間地区においての佐白山周辺は非常に大事なものですから、これからもよく見ていってほしいなと思います。

一つつけ加えておきたいのは、佐白山周辺をかれこれ50年見ている植物の専門の方がいるんですね。名前は申し上げませんが、私も中学のときに教わった先生でございます。その先生いわく、要するに植生を維持するためには、それなりに手を入れなければ、要するに植生というものは放っておけば変わっていく、これが自然ですから。その辺の判断をどうするかというと、自然公園法条例に関しましても、要するに、どちらかというと、今いいと思ったものを維持するために公園法の中に指定して、ましてや第一種特別地域のようなきつところにも設定しておりますので、この辺、これからもよく自然環境維持のために頑張ってくださいなと思います。

あまり質問しますと、後に質問にかかりますので、この辺で環境保全課がらみのお話はここで終わりたいと思います。

続きまして、今度は佐白山富士山周辺の観光資源としての立場から伺いたいと思います。

観光資源ということになりますから、産業経済部がらみになろうかと思いますが、まず最初に、佐白山観光道路、これは昭和39年に竣工したようでございます。続きまして、富士山つつじ園造成開始が昭和42年、稲荷駐車場完成が昭和49年、あじさい公園第1年次工事完成が昭和51年、続いて、つつじ公園拡張が昭和55年と、昭和30年代後半から昭和50年代、要するに、高度成長期には佐白山周辺が観光地の中心地だったと。この辺の現状をどのように認識しているか、ご答弁願えたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

○産業経済部長（神保一徳君） ただいまの畑岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず、かつて観光の中心の地であったところの現状についてというご質問でございますけれども、佐白山観光道路、通称鉢巻道路と申しますけれども、これにつきましては、整備当時に比べると、現在の自動車が大変大型化しておりまして、道路が狭く、危険ということでございますので、入り口をフェンスで封鎖をいたしまして、車は通行止めにしております。ただ、歩行者でありますとか、ハイキングのお客さまにはご利用いただけるようになってございます。

次に、つつじ公園につきましては、今年度で第42回を迎えますつつじ祭りを開催し、直近の5カ年平均では約5万6,000人の来場者、これは横ばい状態ではございますが、今年度内には園内のつつじの移植及び枯損木の処理をする予定でございます。

次に、稲荷駐車場につきましては、平成20年度にトイレと観光案内機能を持つ便利施設を新築をいたしまして、土日祝日だけでございますけれども、観光案内を観光協会に業務委託をしておるところでございます。

次に、あじさい公園につきましては、出入り口が狭く、坂が急でございますため、しばらく利用しない状態でしたが、今年度に老朽化し危険であった休憩施設と東屋が危険ということでございますので、これを取り壊しまして、今後はつつじ公園を隣接する場所にありますので、つつじの養生地に使用する計画とさせていただきます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） ありがとうございます。現状ということで、ものによると、つくったときから陳腐化しているもの、もう使えなくなって処理せざるを得なくなったもの等々あるようでございます。

ここで佐白山観光道路、鉢巻道路というのがありますけれども、ここにできた記念といえますか、碑を当時の市長名で立てているんですね。私もまじまじと見るのは初めてだったんですけども、ここに一部の抜粋になりますけれども、「佐白山観光道路の完成について、この事業がいまだ未完成ながら、今後このような目的に向かって代々にわたり、多くの後援者の手によって完遂されることを念願してやまない」と。要するに、これからも将来使っていただけたら、きつとうれしいなど。要するに、一代で済むものではないと。大きな土木事業だったと思いますから、この辺は当時の首長さんにしても、議会にしても、そういうことを願っていたのかなと思います。

現状につきましては、ここで終わりにしたいと思います。

続きまして、芸術の森公園の進捗、または観光の多様化とともに、観光客の減少過程にあると思われましてけれども、その辺の現状と対策について伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） ただいま議員からご質問ございました佐白山地区の観光客の減少過程の現状と対策、そういったご質問でございますけれども、昭和50年代中ごろから計画を進めてまいりました笠間芸術の森公園周辺につきましては、笠間地区の新たな観光の拠点となつてございまして、陶芸美術館、笠間工芸の丘、イベント広場ではさまざまなイベントも開催されるようになっておりまして、焼き物が好きな方やイベントの来場者などで大変にぎわいが出てきているところでございます。

さらに現在、平成23年度から26年度の予定でギャラリーロードの整備も進めておるところでございます。

一方で、今議員ご指摘ございましたように、佐白山地区を訪れる観光客につきましては減少傾向にあるのが現状と考えてございます。

今後の対策といたしましては、自然志向のハイキング愛好者などの観光客に対し、今年度中に整備が完了予定でございます歌うたい石の周辺の散策路整備、また山麓公園の桜ともみじの植樹による再整備、これを行いますので、これに伴い、稲荷駐車場や仙人だまり駐車場を利用して周遊できるようなPRを実施してまいりたいと考えてございます。以上

でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） 答弁の中でありました、佐白山は自然環境の豊かであり、ですから自然公園にも指定されているわけですが、そこで自然志向のハイキング愛好者等へのPRを積極的にしていきたいという答弁がありましたけれども、先ほど申しましたように、先日歩いたところで、やはりもうちょっときれいであってもいいのかなど。要するに、ていどのきれいである必要はありませんけれども、ちょっと竹が生えすぎて、要するに竹やぶなんです。

私はよく言うんですけれども、竹やぶから竹林へ、要するに、竹でも見せ方によってはきれいである。既に観光行政の中で、旧山乃荘さんの下辺りはきれいにしている所はありますけれども、そういうところを少し気を使っていただけたらと思います。

余り質問しますと、今後の話に触れますので、まとめてその辺で聞きますので、答弁はここでは結構でございます。とりあえず2番目の質問はこれで終わりにいたします。

続きまして、3番目になりますけれども、笠間小原線の拡幅工事延伸が進み、芸術の森公園のみならず、佐白山地区へのアクセス向上が期待されるところでございます。この辺の期待される効果について、ご答弁願えたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） ただいま議員からご質問がございました佐白山地区でのアクセス向上が期待される効果ということでございますけれども、芸術の森公園と佐白山地区のアクセスが向上することによりまして、先ほどご答弁申し上げましたとおり、山麓公園、つつじ公園、歌うたい石周辺散策路から芸術の森公園の東ゲートに入りまして、北ゲートから門前通りを経由いたしまして、稲荷駐車場など幾つかの周遊コースが選択できるようになるものと考えてございます。

また、毎年ゴールデンウィークのときに、JRの水戸支社の主催でございますが、「駅からハイキング」というものを実施してございます。これは笠間駅からつつじ祭りや陶炎祭へは約600人、宍戸駅から北山公園へは約100の方が参加をされておりますので、これらの周遊コースにつきましても、引き続きJRと共同で事業を実施していくとともに、新たなコースの設定についてもJRと協議をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） ありがとうございます。ちょっと2番目と3番目、一部重なるところがありまして、答弁も重なりまして、申しわけございません。

やはりハイキングコース等々の充実があれば、もっと楽しい場所になるのかなど。今の答弁にありましたように、歌うたい石周辺の散策路の整備もぼちぼち終わるのかなどは思いますけれども、まだまだあそこの整備状況が多くの方に伝わっていないと。この辺のP

R等もしっかりとやっていただきたいなと思います。そういうところで、3番目の質問、ここで終わりにいたします。

中心は4番目の質問ということありまして、ここまで来ましたが、4番目といたしまして、自然環境の適切な維持保全、これがあって初めて観光資源としての価値もあるんだらうかと。要するに、がさやぶにはだれも行きたくない。竹やぶなどだれも行きたくない。やっぱりがさやぶから森林へ、竹やぶから竹林へという、それなりの維持保全があって初めてハイカー等が入った場合に、安心して行けるのかなと思っております。この辺自然環境の維持保全と観光資源の価値を向上させるというところも、ある意味相反するところのこれからの両立についてご答弁願えたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） ただいま議員からご質問ございました自然環境の適切な維持保全と観光資源としての価値を維持向上するというところの両立ということでご質問でございますけれども、先ほどご質問の答弁ございましたとおり、自然環境の維持保全のために佐白山地区につきましては、ほとんどが国有林でありますとか、県立自然公園に指定をされておまして、伐採などには規制がかけられておるところでございます。

しかしながら、観光資源としての価値を維持、向上させるためには、ある程度の管理は必要なのかなというふうに考えてございます。そのため、国有林に関しましては、森林管理条例で、県立自然公園に関しましては、関係部署でございますが、これに対しましてできるところから、例えばハイキングコースなどの下草刈りであるとか、危険木、枯損木などの伐採等について、協議をしてみたいと考えておるところでございます。

一言行政からお願いということもございますが、全部を行政が担っていくのは大変難しいことと考えております。できれば、ボランティアの組織などを地元で立ち上げていただいて、そういった市民と協働で佐白山の整備に取り組んでいけるのが一番いいことではないかなと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） ありがとうございます。今の答弁の中で、この前の前段階の市民生活部との規制の明確化の話にもありましたけれども、この規制という言葉に対して、これまで市民の皆さんの中で、要するに佐白山は大事なんだから、木を1本切っちゃいけないとか、草花も取っちゃいけないとか、いろいろな話があるんですね。

でも、これが本当にどうだったんだらうというところなんですけれども、先ほど余り細かくはお願いしませんでしたけれども、産業経済部としては、この規制に関して条文をどこに一番勘どころがあるかということを読み解いているのであれば、そこの一文を、何条の何文、ここが一番の問題になるんだらうな、またはそこがあるから、木や竹、いろいろな物、要するに木や竹などの物を切ることができるんだというところの一番の勘どころ、責めどころになるかと思うんですけれども、その辺のご答弁をご確認いたします。よろし

くお願いします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） ただいまの議員からのご質問でございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、県立自然公園条例など、森林法など、多数の規制に複層的に規制がかかっているところがございますので、私どもではこれを責めたらどうだという、そういうような個別の条文については検討していないところがございますけれども、これから関係機関と協議をしていく中で、そういったどこまでやってもいいのか、どこまでできるのか、それともできないのかということこれから詰めていければと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） 神保部長でしたら、もう少し条文のところまで踏み込んでいただきかったなとちょっと思うんですが、答弁がないようだったので、私の方から、多分ここだろうなと思うところを、先ほど条文の確認をいたしましたけれども、自然公園条例、森林法、鳥獣保護区に関する条文に関しても、すべてのところに木、竹を伐採することを制限しているんですね。すべての条文にそう書いてあるんですね。

ただ、その程度はどうなるんだろうというところに、まさしく程度問題なんですけれども、茨城県立自然公園条例施行規則の第2章第8条2項のところに、特別地域の区分というものの条文があるんですね。読みませんけれども、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域というのが全部書かれております。要するに、ここが必ずひっかかってくるわけですね。

じゃあ、そのときに特別地域内の行為の許可基準、これが第9条の14項に書いてあるんですね。ここにまさしく条例、ここで言う条例は自然公園条例ですけれども、第9条第4項第2号に掲げる行為に、この第4項第2号というのは先ほどの、木、竹の伐採に関してですね、許可基準は次の各号のいずれかとすると。

要するに、ここに第1種特別地域内においてはどうのこうの、ここに書いてあるんですね。単木択伐法、要するに、1本ぐらいつつしか切れないよと。切るにしても、最大10%ぐらいまでと。要するに、切っちゃいけないなんてどこにも書いてないですね。切っていますよと書いてある。要するに、切っていますよと書いてあるんですね。だめって書いてないですよ。切るんだったらこの範囲で切りなさいと。ですから私もこの辺の条文を変えてまでということは一切言える立場にもございませんし、要するに条文に従って適切な処置を少しずつやっていただきたいなという意味での攻め手の側に回っていただきたいなと。環境保全課は守り手ですから、なかなか私やりますよと言えませんので、その辺のところを答弁いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長。

○産業経済部長（神保一徳君） ただいま議員からご質問ありましたとおり、攻め手とい

う言い方をするとちょっと誤解があるかもしれませんが、よくよくどういったところまでできるのか、できないのか、あとはそういったやる上での実際の整備を行う上での留意点などをよくよく関係機関と協議をしまいで、課題の整理といいますか、できれば、ここまではできて、ここまではできないというような線引きを明確にできればと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） 以上で観光資源についての質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、(3)の「歴史的遺産として」に関する質問をしたいと思います。

佐白山はお手元にもあるかと思うんですけども、笠間時朝が居城とする以前の僧兵が住んだ時代から江戸末期牧野氏の時代までの約700年間、この地は歴史文化の中心地であったわけですね。また、歴史文化の中心ということは、生活そのものの中心地であったように私は思うんですね。要するに、あそこは700年間、今私たちが言う里山、きっとそのものだったろうと思うんですね。人の手が入って初めて維持できた。人がいなくなった、人の手が余り入れにくくなったこの50年の間が、ひょっとすると一番乱れている時代なのかなと私は思わざるを得ないでございます。

それはさておいて、この笠間城に関する調査研究について伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長 塙 栄君。

〔教育次長 塙 栄君登壇〕

○教育次長（塙 栄君） 1番畑岡議員のご質問にお答えをいたします。

佐白山にまつわる史実は多く残ってございますけれども、特に笠間時朝が築城した笠間城及びその周辺については、これまで本格的な発掘調査や総合的な文献調査が行われておらず、その変遷あるいは遺構の状況について不明な点が数多くございます。

笠間城の将来的な保存のためには、県さらには国の史跡としての指定を受けることが重要であり、関連する資料と遺構の状況を確認整理し、歴史的評価を検討することを目的として、昨年平成24年度に笠間城保存整備基礎調査を行いました。

その結果、笠間城跡は中世城郭部分の規模が大きく、保存状態が良好であることから、県内の城郭跡としては特出すべき城郭であり、全国的にも貴重な城郭遺跡であるとの結果が出ております。

この基礎調査の結果を受けまして、本年8月に考古学あるいは中世史、城郭などを研究する学識経験者で組織した笠間城跡調査指導委員会を立ち上げまして、基礎調査時に収集した文献等を参考にして検討し、現地の測量や発掘調査の計画を策定しているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） ありがとうございます。要するに、これから笠間城のことをもっともっと調査して、本当にどんなに素晴らしいものだったかということ、計画を策定するという話だったかと思うんですけども、その辺でいろいろと調査されたということで、その中で質問でございます。

来年平成26年、要するに2014年という年が、私が調べたので間違いがあれば申しわけないんですが、どういう年、非常に切りのいい年らしいんですね。その辺ご存じでしたらばご答弁願いたいと思います。これは笠間城に関してです。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 大変不勉強でございまして、おっしゃっている意味がよく存じ上げてませんので、失礼します。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） 質問が悪くて申しわけございません。私も以前よく知らなかったんですけども、佐白山の本丸跡に碑があります。私もびっくりしたんですね。どんな碑か、実は題字がないんですよ。全部読むととんでもないことになりますので、ここの一文さっきと同じなんですけれども、これは昭和39年、1964年、49年前ですね、今からですと。来年ですと50年前です。そこにこういうことがあるんですね。「たまたま時朝公築城750年祭を行うに当たり、いささか所懐を述べ、その遺徳をしのぶ次第である」当時の市長長谷川好三氏のものになりますけれども、要するに、来年は、800年近く前の話ですから、微妙なずれはあるのかもしれないんですけども、ここでこういうことを書いているということは非常に区切りのいい、区切りがいいから何だという話もありますけれども、区切りのいい800、うそ800年でありませぬけれども、800年というところで、現地の測量、発掘調査の計画を策定ということ、来年度中には計画されているということなので、夢のあるというか、きっちりとした計画を策定していただきたいと思います。ここをもう一度確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 事前通告の中に今後の整備という部分もございまして、それにも若干触れさせていただきますが、現在、先ほどの委員会を立ち上げ、調査発掘をしていくという話でございまして、これは短兵急にできるものというふうには考えてございません。おおむね10カ年ぐらいかかるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） ありがとうございます。東日本大震災ということもありましたけれども、この笠間時朝の居城に関する調査研究に関しましてはここで質問を閉じたいと思います。

2番目の質問もあつたんですけども、遺産の整備状況ということもあつたんですけれ

ども、今ありましたので、先日も見てきまして、やっぱり4年近くたちますと、余震等でさらに石というよりも岩が少しずつずれているのかなと思いますので、大きなお金がかかるとは思いますけれども、可能な限り整備に進めてほしいなと思います。

4番目の話が一番大事なものですから、歴史的遺産に関してはこの辺でやめたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、未来像についてでございます。

今までの(1)、(2)、(3)と三つの部署にわたっておりましたので、これをどこかの部署にまとめてくれと言いましても無理だと思いましたが、申しわけございませんが、市長にお尋ねいたしたいと思います。

佐白山・富士山の整備はこれからのまちづくりの大きな課題であると考えております。どういうふうに整備していくとかいう合意形成の方策も含めて、市長の考える未来像というものについてご答弁願えたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 市長。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 畑岡議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

佐白山と富士山ですか、つつじ公園とか、別名言われております、この二つの公園につきましても、公園といいますか、山につきましても、あの周辺に住む方々にとっては、歴史的遺産も含めて、また、観光施設であったり、また、憩いの場であったり、そういう歴史的な背景のある二つの公園であったり、山だというような認識を持っております。

こういうものをさらに整備をしていくことの必要性という認識は、私は市民の中にも多くの方が持っているのではないかなというふうに思っています。

現状については、先ほど議員からお話があったが、佐白山については山城がございましたし、以前は、私たちが子どものころについては、学校は必ずあそこに行って、美術なりの時間帯を過ごしたり、遠足であったり、また鉢巻道路も当然ございましたので、あの辺の観光客が非常に多い時期もございました。

しかし、時代は変わってきて、桜山と言われたようなところも桜が老木化して、訪れる方々も少なくなってきたり、また、当時ありました笠間市の保養センターだとか、いろいろな施設も時代とともに廃止されていったというような経過がございます。ただ、依然として佐白山という歴史的な山の重み、また、そこにありました下屋敷、そういう風格というのは非常に私は兼ね備えた山ではないかなというふうに思っております。

また、富士山、つつじ山の現況につきましても、つつじ公園のつつじ祭りを行っている最中は多くの方々が来ておりますが、それ以外のシーズン全体を見ると、なかなか訪れる方が少ないと、そういう現況については課題がございます。

そういう中で、あの地域含めた周辺をどうしていくか、もちろん佐白山の歴史的な遺産をどう後世に伝えていくかということは、当然行政としても考えていかなければいけない

というふうに思っております。

まず、佐白山については、自然保護と観光という、いろいろな相反する方面もございますが、観光については、あそこは昭和57年に県で関東ふれあい道路というハイキングコースの指定をされた経緯がございます。このハイキングコースの指定をされてもう50年近くたつ中で、そのコースのあり方、再整備、そういうものは県の方と協議していきたいなというふうに思っております。

それと、先ほど教育次長から話ございましたが、佐白山の城跡の歴史的な遺産をどうしていくかということについては、答弁にありましたように、24年度に調査委員会を立ち上げて、報告書が専門家の先生方から出てきております。県内ではまれだという次長の答弁がございましたが、県内どころか、全国でも非常に山城としてはまれな遺跡だというような報告が出ておまして、全国には同じような城跡が四つあるというような報告になっております。

私としては、もちろん観光の面でのあそこの再整備というか、そういうことも必要ですが、それより先に、やっぱりあそこは時間がかかっても、きちんと今、市の指定文化財から県、さらには国、この指定文化財への位置づけを明確にしていきたいなというふうに思っております。

畑岡議員がおっしゃった夢のあるような計画ということよりも、やっぱりこの文化財の指定を得ることが社会的な認知を得るわけでございますので、これは時間もかかってもしっかり取り組みを行っていきたいというのが考え方でございます。

それとあわせて、富士山につきましては、5月の連休以外の利活用というと非常に難しいところもございますが、周辺含めてちょっと検討はしていかなければいけないかなというふうに思っております。現段階で、具体的考えについては持っておりません。

そういうことでの佐白山・富士山のあり方でございますが、一方で、当然そういうものを行っていくものには財源が必要でございます。財源なくしての政策議論もまたおかしなものでございまして、私としては、今笠間地区においては、先ほどお話にも出ましたけれども、門前通り、井筒屋周辺の再整備、ここを行っております。ここをやっぱり優先していくということが、事業としての優先度は高いということで今進めさせていただいております。ただ、先ほど申しました、県指定、国指定にもっていくものは、事務的な手続きとしては、しっかり予算づけをしながらやっていきたいというのが私の考え方でございます。

それと、自然公園法のあり方についていろいろございました。市が権限を委譲されたということであっても、県の条例に基づいての権限委譲でございますので、県の考え方全く無視して市が行えるということではございません。

ただ、昔あの辺をハイキングしていた方、特に石倉とか山頂からは非常に眺めのいい、眺望のいい場所だったというのが、樹木が非常に伸びてきて、なかなか眺望が悪くなった

と。そういう中で、木が伐採できるのかということにつきましては、いろいろ県条例を見てもみますと、あとは公園法とか、森林法だとか、見てもみますと、全くできないということではないと思うんですね。

ただ、事業者がどう考えていくかということもございます。あそこはほとんどが営林署が持っている土地でございますので、営林署とのやっぱり話し合いとか、我々は観光面として進めたい、営林署は守りたいという意識でしょうから、その辺の調整はやっていかなければならないと思いますし、ただ、やってできない問題ではないというふうには考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） 最後に、やってできないことはないだろう、私も最初に申し上げましたように、県立自然公園よりも厳しい国立公園の中の昇仙峡で、1本、2本でもできたという事例もありますので、やはりそれは地域の人、あとは行政ですね、全ての人の考えが同じ方向に向いて初めて大きな岩が動くんだろーと思っておりますので、行政の方もそういう方向で市民共々一緒に動けたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで最初の質問は終わりにいたします。ありがとうございます。

次に、学校教育に関しましてですけれども、薬物乱用防止教育について質問いたします。

私個人的な話でございますけれども、先日薬物乱用防止教育認定講師養成講座なるものを受ける機会がございました。そこで、学校教育の中での薬物乱用防止教育がどういうものかということも改めて勉強したわけでございますけれども、そういう中で、笠間市の小中学校における教育はどうなっているんだということも思いましたので、その辺の、まず薬物乱用の状況認識についてご答弁いただきます。よろしく願いします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） 薬物乱用防止教育に関する1点目のご質問、薬物乱用の状況認識についてお答えをいたします。

本市の小中学校において、薬物乱用事件は現在ございませんけれども、全国において、例えば平成24年度中の大麻事犯全体の45%を20歳代が占めたり、合法ハーブと称して販売される薬物等、乱用される薬物が多様化しており、若者への広がり懸念されている状況でございます。

このような状況を踏まえ、国の薬物乱用対策推進会議では第4次薬物乱用防止5カ年戦略が決定されました。

その中で、学校関係においては、薬物乱用防止の推進事項としまして、一つ目、学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化、二点目、小中校における薬物乱用防止教室の内容及び指導法の充実、三点目としまして、薬物乱用防止教室を学校保健計画において位置づけ、それぞれ中学校、高等学校で年1回は開催するとともに、小学校においても開催するよう努めると。四点目、薬物乱用防止教室の開催に際して、薬物等の専門的な知識

を有する啓発職員、麻薬取締官、学校、薬剤師等の協力を得るため、関係機関の連携を図るといった4項目について推進するよう通知をされているところでございます。

これを受けまして、各校においては、薬物乱用防止教育充実のために、年間計画に位置づけ、専門的知識を有する講師を招聘した薬物乱用防止教室の充実に努めているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） 一答一問方式になれないものですから、どうも私が次に質問する内容も一部入っているような、きまして、あれだったんですけれども、今教育次長からありましたように、文部省のスポーツ青少年局長名で通知があるということが今教育次長のほうからあった内容だと思います。

そういうところで、現状認識はここで止めまして、次に学校教育の現状、この辺最初にパーセンテージの話で答えを求めてなかったものですから、どういう答えが出るかわからないんですけれども、あるデータによりますと、薬物乱用防止教室の開催率、平成23年度が、県内公立小学校が63.3%、公立中学校が82.8%、24年度は少々上がりまして、公立小学校が70.5%、公立中学校が87.1%というデータがあるようでございます。

これに照らし合わせて、笠間市内の小中学校の数値をわかるところで結構ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埴 栄君） それでは、本市小中学校の現状についてでございますけれども、小学校におきましては、14校中11校が実施してございまして、パーセントで言いますと、78.5%でございます。

中学校、全部で7校でございますけれども、中学校においてはすべて実施または実施予定でございますので、100%でございます。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） ありがとうございます。文科省からの通知がありますように、中学校は100%開催されているということで、私も安心いたしました。開催されているから安心かということ、なかなか難しい問題ありますけれども、最低限のことはされているということが確認できたかと思えます。

小学校に関しましても、いろいろな行事等で忙しい中で、どう時間をつくるかあるかもしれないけれども、可能な限り、小学校の間に1度は受ける、要するに、5年、6年毎年ということではなくて、1度は受けるような話になればよいかなと思います。

これで2番目の現状については終わりにしたいと思います。

続きまして、最後の質問をいたします。

薬物乱用防止教育の今後についてでございますけれども、私の勉強したところによると、薬物乱用の防止は入り口が肝心だと。要するに、若いときにきっちりとやるべきだろうと。

入門薬物と呼ばれるたばこ、アルコールから始まり、シンナー、覚せい剤へとつなぐと言われています。この辺の今後の薬物乱用防止教育に関して、答弁がありましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長。

○教育次長（埜 栄君） 先ほど薬物乱用防止教室の開催率等を私の方からお話させていただきました。文科省の指導要綱に基づきますと、この教室というのは外部から専門的な方々を招聘して開催することを言ってございまして、小学校ではシンナー等の有機溶剤の心身への影響を取り扱うようにとされております。また、中学校においては、急性の影響及び依存性についても触れることというふうにされてございまして、今研修会等を開催していないにしても、学校の授業の中では取り扱っているということでございます。

そうは申しましても、今議員さんがおっしゃるとおり、なるべく早い段階で小学校においても実施すべきである、低年層においても実施すべきではないかというのは私も同意見でございまして、薬物乱用は薬物を扱った個人のみではなく、周りの関係者も大変不幸にさせるものでございますので、できるだけ早いうちから保護者も交えたこういった研修会等を開催していきたいというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 畑岡君。

○1番（畑岡洋二君） ありがとうございます。

以上で終わりにいたします。

○議長（小藺江一三君） 畑岡洋二君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。13時20分より開催いたします。

午後零時17分休憩

午後1時20分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番町田征久君の発言を許可いたします。

○19番（町田征久君） 議長、一般質問を行います。19番町田征久です。議長のお許しを得たので、これより一般質問を行います。質問は一括質問・一括答弁方式で行いますので、執行部の答弁をよろしくお願いいたします。

今回は三つの項目を質問します。

- 1、生活保護について。
- 2、岩間地区弁天池下の排水路の改善について。
- 3、笠間市の公共下水道、農業集落排水事業の今後の計画について。

1点目、生活保護について。

生活保護の受給者はことし8月時点で、全国で受給者は216万人と年々増加の傾向があります。我が笠間市でも年々ふえている。笠間市での受給者の世帯数をお尋ねします。

また、旧岩間、旧友部、旧笠間市各地の別々をお願いします。それから現在までの相談件数をお尋ねします。

この件については私のところに相談に何人かが訪れております。私は市役所に行って直接相談してくださいとお答えしています。

2点目、排水路の清掃について。

岩間地区弁天池の下流の排水路の清掃を昨年私が地元の要望により清掃をお願いしましたが、いまだに実施されていません。おこなっている理由をお尋ねします。きのうも見て来たんですが、右側は竹やぶ、排水溝には木が生えているような状態で、実際に清掃する人間大変な時間を要すると思います。

3番目、下水道農集についてお尋ねします。

現在、岩間地区では、上郷全域、川北地区（新渡戸・横関・古山・室野・滝尻・堂山・茅生）の7地区、また、五霊・山根・北根・大網の地区が下水道も農業集落排水も実施計画がなされておられません。

ひとつ、3点について質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） それでは、19番町田議員からご質問のありました生活保護の状況について、本年12月1日現在の状況でお答えをしたいと思います。

初めに、生活保護受給世帯数につきましては、地区ごとに申し上げますけれども、友部地区では215世帯259人、笠間地区では177世帯219人、岩間地区では112世帯140人で、合計しまして504世帯618人ということになっております。

次に、地区別の相談延べ件数につきましては、これにつきましても本年12月1日現在で申し上げたいと思いますが、友部地区が70件、笠間地区65件、岩間地区25件となっております。今年度の相談合計は160件ということになっておりまして、そのうち54件が保護の申請に至っているという状況でございます。以上です。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 19番町田議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の水路整備は、地元からの要望により、弁天池を起点に準用河川軍勢川までの水路内の土砂撤去や水路底をコンクリート化する改修するものであります。平成23年度より計画的に進めているところでございます。

昨年度までに約160メートルが完了し、本年度も引き続き100メートルの整備を予定しているところでございます。

今後は、改修工事が完了するまでに、約4年間を見込んでおります。

ご質問の現在も実施されていない理由でございますけれども、水路内を流れる水の水替

えが必要なことから、例年水量が少ない渇水時期に実施している状況でございます。つきましては、今年度も12月中に工事を発注してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

○上下水道部長（藤田幸孝君） 19番町田議員のご質問にお答えをいたします。

笠間市の生活排水処理整備計画は、平成21年度改定の生活排水ベストプランで公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽の整備の三つの事業で整備をしていくこととなっております。

公共下水道事業では、全体計画区域が2,813ヘクタール、このうち整備済面積が1,316ヘクタールで、全体の46.8%となっております。

農業集落排水事業では、合併前からの計画がございまして、笠間地区が7地区、友部地区が5地区、岩間地区が4地区ございまして、笠間市全体で16地区の計画のうち6地区が供用開始をしているところでございます。

現在の笠間市の課題として、公共下水道事業の人口別水洗化率が県の88.2%に対して77.9%、農業集落排水事業では79.9%に対して74.5%と低いことから、接続率アップのために戸別訪問等を実施しているところでございます。

ご質問の岩間地区の現状でございますが、公共下水道事業の計画面積は585ヘクタール、整備済面積は259ヘクタールで、整備率は44.3%となっております。新渡戸地区の御加波、桜川の南側、上押辺、下押辺、梶山西部、五霊、山根、北根西及び北根東地区が公共下水道事業の地区となっております。

農業集落排水事業は、岩間地区の4地区のうち、阿児地区、岩間南部地区の2地区が供用開始をしております。残り2地区は上郷全域と川北地区の一部を含む新渡戸の一部、横関、古山、室野、滝尻、堂山、茅生の岩間北部地区と俣倉地区で未整備地区となっております。

公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備地区以外は合併処理・浄化槽の整備区域となっております。

今後の計画については、近年の人口減少及び空き家等の増加により、公共下水道事業の区域、農業集落排水事業の区域、合併浄化槽整備区域の三つの区域を見直す計画の検討を国が始めておりますので、国の方針が示されれば、笠間市においても、公共下水道事業区域、農業集落排水事業区域、合併処理・浄化槽整備区域の大幅な見直しを進め、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善に努めてまいります。

○議長（小藺江一三君） 町田君。

○19番（町田征久君） 下水道と農業集落排水、これは今後は国の方針に沿って計画して実施することはないというわけですね。ないというわけで、まだ。

旧南川根と私らは言うんですが、安居地区、上安居は農業集落水があつて、その真ん中

の押辺という地区はない。こっちの8地区は下水道工事できれいになっている。合併してやっと8年目になるんですが、春日町地区とおくれていた市野谷の地区が農業集落排水と、あそこは下水道で多分やるんだらう思うんですが、春日町地区の終了時期はどのぐらいになるのかお尋ねします。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長。

○上下水道部長（藤田幸孝君） 町田議員の再質問についてお答えします。

計画については、今人口の減少等も激しい中で、国自体も公共下水道事業がいいのか、農業集落排水事業がいいのか、合併浄化槽の整備がいいのかというような形での動きをしていますので、人口が余りにも減った部分については事業費の方が高くなりますので、合併浄化槽等の形が取っていくのかなと私の方は思っているところでございます。

もう1点が春日町についてでございます。今は公共下水道の関係の下水道課では、工事の進み方については皆さんからアンケート等を調査しまして、接続率の多い順番から進めようということで動いているところでございまして、春日町の区長さんには皆さんのお宅を歩いていただいて、要望書等をいただいて、班の方が要望をしておりますので工事を進めているところでございまして、全部で距離等が2,225メートルほどの距離になるかと思うんですけれども、管路の延長がですね、そのために今年25年度から3年間を予定して今工事に入ったところでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（小藺江一三君） 最後の質問になります。町田君。

○19番（町田征久君） それでは生活保護の件なんですが、ここに資料があるんですが、生活保護法の改正案が成立し、今後需給者が働いて得た収入の一部を積み立てる給付金の制度もつくる、それから親族に福祉事務所が扶養できない理由を照会できるなど、数々の問題が出ております。

また、自治体による申請の門前払いが助長されるとの指摘があったため、口頭で申告した後で書類を出してもよいと。答弁はいりません。

私も意外に思ったのは、もっと生活保護世帯数がものすごくあると思ったら、割合少ないんでびっくりしたんです。大変に結構なことだと思います。

それから、配水路の清掃については、しつこいようですが、去年、おととしやって、私が一般質問をしてやりますよって答えて、それはなぜまた再度質問したということは、私の一般質問の議会だよりを見ているんですね。やってねえ、おめえ、うそついたっぺって。おれがうそついたんだねえって。笠間市がやってもえなかったんだって。今度は確実にやるということですから、間違いはないんですね。はい、ありがとうございます。

それから農業集落と下水道なんですが、これは合併浄化槽で進めるとしたら、やっぱり前からも話はあったんですよ。合併浄化槽の方が安いって。それには市で補助金を出すなんていう話もあったんですが、どうなんですか。これ一つ、確認しておきます。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長。

○上下水道部長（藤田幸孝君） 再度の質問にお答えをいたします。

合併浄化槽の補助については、国、県、市が3分の1ずつ補助をしている状態でございます。そのほかに今皆さんが森林湖沼環境税というのを収めているかと思っておりますけれども、そのの上乗せが県でしております、補助金を出しております。

大体5人槽、140平米以下のおうちの場合は、5人槽を使うんですけれども、約90万円ぐらいの部分で平均しますと設置ができておまして、そのうち70万近いお金が補助が出ていると思っておりますので、合併浄化槽の部分では今のところしっかりと補助をしているというような形を取っております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

○都市建設部長（竹川洋一君） 町田議員の再度のご質問でございますけれども、工事ににつきましては、平成23年度から継続的に実施をしているところでございます。

延長が長い関係で期間等は長くかかっておりますけれども、年次計画で実施をしているところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 県内における保護の率を参考までに申し上げたいと思っておりますが、人口1,000人に対しての数字で生活保護率は出して、パーミルという単位で出しておりますけれども、県内44市町村中、笠間市においては8.1パーミルということで、13位に位置をされております。

ちなみに、これまで大体七、八番目の率をきていたんですけれども、ここずっと数字が少なくなりまして、ほかが伸びた傾向もあるんでしょうけれども、県内13位で位置をしているという状況になっております。以上です。

○19番（町田征久君） 大変に明快な答弁をいただきましたので、私の一般質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君の質問を終わります。

次に、18番横倉きんさんの発言を許可いたします。

○18番（横倉きん君） 18番日本共産党の横倉きんです。議長に許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

初めに、一括質問、2回目は一問一答の方式で質問いたしたいと思っております。

初めに、都市宣言について伺います。

笠間市総合計画3年実施計画において、市の基本的な施策方針が示されました。本実施計画の中で、「住みよいまち笠間～みんなで創る文化交流都市」の実現に向けて、基本構想及び後期基本計画に掲げた政策の施策との整合を図りながら、予算編成及び事務事業の執行の指針とするため策定するとあります。

計画策定の指針として、五つの視点に基づき実施するとしております。さらにそれは、健康都市かさま宣言を行政の土台としてつくられていると理解されます。

また、笠間市は健康都市かさま宣言のほかに、非核平和都市宣言を掲げています。これらの都市宣言を市政の方向性を示す基本として尊重されるものと理解し、評価いたします。市長は都市宣言への思いをどのように考えているのか初めに伺います。

笠間市においては、合併以前からそれぞれの自治体が長い間にわたり、広島、長崎の原爆被災を再び許さない、核兵器廃絶を求める原水爆禁止の運動に参加され、運動が広がり、その中で非核平和都市宣言として結実しています。

合併後も、笠間市は原水爆禁止世界大会に向けて募金や市長歓迎集会などでの市長メッセージを寄せていただくなど、市を挙げて支援されてこられました。

笠間市は日本国憲法の恒久平和の理念に基づき、核兵器の廃絶と人類永遠の平和を希求し、ここに非核平和都市となることを厳粛に宣言しています。

そこで、非核平和都市宣言を健康都市かさま宣言と同様に、笠間市の総合計画に取り入れ、一層平和への理念を市民の共有の財産にしてゆく取り組みが必要ではないでしょうか。見解を伺います。

市民に向けた啓発の取り組みについて伺います。本庁、支所、公民館などの公共施設に非核平和都市宣言の門柱や看板などを設けてはどうか。二つ目には、8月の終戦記念月間として、本庁、支所に非核平和都市宣言の垂れ幕を下げてはどうか。

また、市民参加の取り組みについて、8月に開催される核兵器廃絶のための原水爆禁止世界大会に、笠間市在住の小・中・高生の代表を参加させ、報告集会やら参加者の感想文を広報紙に知らせるなどの取り組みをしてはどうか伺います。

2番目として、マル福制度について伺います。

本市の将来像について、市民アンケート調査結果では、子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせる福祉のまち、医療や福祉、健康づくりの充実が上位を占めています。

中学生までの医療費無料化がことし4月から、年齢が拡大し、実施されてしますが、所得制限によって対象者のうち4分の1の人が制度からはずされています。所得制限をなくし、だれもが公平に安心して必要な医療が受けられるように改めるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

3点目に、高齢者社会の取り組みについて伺います。

政府、厚生労働省は介護保険制度の見直し案を示しました。世論に押されて方針を見直す一方、持続可能性の確保を理由に、手当たり次第の給付の削減と負担増を盛り込んでいます。

全国で150万人が利用する要介護者向けサービスは市町村や国民の反対に押されて、全体は取り下げたものの、ボランティアを活用して効率的なサービスを行う必要があるとして、訪問・通所介護は市町村が行う事業に移すとしています。これに介護関係者からは重度化を招きかねないという批判が上がっています。介護保険制度は個人では支えきれない介護を社会的に支えていくということを目的にして創設されましたが、現在は持続可能性の確

保の名のもとに、給付が削減され、創設の理念から離れてきているのが実態です。市長は介護保険制度の理念について、どのように考えているのか伺います。

2点目として、3カ年実施計画の中での包括的支援事業について伺います。現在どのような人が、どういう支援を受けているのか伺います。

3点目、要支援1、2の介護給付保険サービスについて。介護保険制度が改定され、要支援1の方が介護保険から外され、自治体に任されることとしています。現在の利用者はこの先どうなるか、自立した生活が送れるか不安を抱いています。そこで伺います。現在の利用状況はどうなっているのか、これまでのサービスが継続されるのかどうか、新たに発生する要支援者に対する取り組みはどのようにするのか伺います。

4番目として、災害に強いまちづくりについて伺います。

東日本大震災の教訓について。東日本大震災から得られた教訓として何を学びましたか、何を行政に生かしていくのか伺います。

2点目、住宅リフォーム助成制度の創設です。阪神淡路大震災では、住宅や建物の倒壊と同時に発生した火災により、多くの人命が失われました。本市では、住宅の耐震診断を進めていますが、耐震化工事が促進されなければ、災害に強いまちづくりにはつながりません。耐震化工事の促進を進め、また、市民の居住環境の向上及び地域経済の活性化を図るため、住宅リフォーム助成制度の創設を求めますが、いかがですか。住宅リフォーム助成制度は市内中小企業の振興を図るため、市内の施工業者を利用して自宅の修繕や改修などの工事を行う場合に、その経費の一部を補助する制度です。

第3番目、耐震防火水槽整備促進について伺います。

延焼拡大防止のため、住宅密集地における防火水槽の設置は特に重要です。整備状況はどうなっているか、整備計画はどうなっているのか伺います。住宅密集地への耐震防火水槽の整備の促進を求めますが、いかがですか。1回目の質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 横倉議員の質問にお答えをいたします。

合併後、笠間市として都市宣言をしたものには二つございます。一つは非核平和都市宣言、さらには、もう1件は健康都市かさま宣言でございます。

それぞれの理念をとということでございます。

まず、非核平和都市宣言の理念についての質問でございますが、この宣言につきましては、平成18年9月の定例会において議員提案として全会一致で決議がされておまして、それぞれ議員の方々の強い思い、理念もあったのではないかなと思います。

私としては、我が国は世界で唯一の被爆国であり、世界へ向け核兵器廃絶を訴えることは必要であるというふうに考えております。

次に、健康都市かさまの宣言でございます。この件につきましては、本市は世界保健機

関WHOが提唱する人々の健康水準を高めるため、都市環境などさまざまな条件を整える仕組みを構築していく健康都市の理念に共感し、市民と行政が一体となって保健や医療、福祉、教育、産業、すべての分野における活動連携をとおして、相互に支え合い、健康な生活を送り続けることができる健康都市かさまを平成24年2月に執行部提案として宣言をしたところでございます。この理念に基づいた笠間づくりを今後も進めていきたいというふうに考えております。

それと、介護保険の創設の理念についてでございますが、日本社会の急速な高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズが増大する一方、核家族化の進行や介護家族の高齢化など、世帯状況が変化をしましてまいりました。そのため、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして介護保険制度が12年の4月1日にスタートいたしたところでございます。

特別養護老人ホームなどの施設サービス、訪問介護や通所介護などの居宅サービスを利用することで、高齢になっても、介護が必要になっても、全ての市民が安心して日常生活を過ごすことができ、それぞれが誇りを持って自分らしく生きることができる社会を目指すために、介護保険制度が創設されたものと認識をしております。

今回、国の方の社会福祉審議会での介護保険の見直しが進められているところでございます。案として報道されておりますが、私としては負担と給付の関係をしっかり議論して方向づけをしていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 18番横倉議員のご質問にお答え申し上げます。

掲示等、掲示版の設置についてでございますが、非核都市宣言については、既に全国の90%近い自治体が宣言を行っております。日本国民の思いとして広く周知がされているものと考えております。

また、健康都市かさま宣言につきましても、健康づくり市民大会の開催、広報紙やホームページへの掲載、ロゴ入りポロシャツでのPR等により一定の周知効果を得ているところであります。

このため、新たな掲示等や掲示板、核廃絶の垂れ幕を設置することは考えておりません。

○議長（小藺江一三君） 教育次長埜 栄君。

〔教育次長 埜 栄君登壇〕

○教育次長（埜 栄君） 18番横倉きん議員の市民参加の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

本市の学校教育における平和教育は、学習指導要領に基づき道徳や特別活動などの教育活動を通じて、命の尊さ、戦争の悲惨さ、平和の大切さを考えさせる教育を実施しておりますので、世界大会には学校行事として小中生徒を参加させることについては考えており

ません。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

〔保健衛生部長 安見和行君登壇〕

○保健衛生部長（安見和行君） 18番横倉議員のご質問にお答えします。

中学生までの医療費の無料化の完全実施について、所得制限で対象者のうち4分の1の人がその制度から除外されているが、行政の公平の原則から無料化の完全実施についてどのように考えているのかというご質問でございますけれども、まず、所得制限によりまして中学生までの対象者で4分の1の人が制度から除外されているとありましたけれども、平成25年9月現在において、非該当者は約17%、6分の1になります。

また、扶養付帯の一般的な世帯を例で挙げますと、所得制限限度額は所得で453万円、収入ベースで633万7,000円となっているところでございます。

当市におきましては、低所得者対策に加え、子育て支援及び少子化対策として、平成22年10月より小学4年生から小学6年生まで対象者の拡大を図り、平成25年4月からは中学3年生までを拡大して制度等の充実を図ってきたところでございます。

医療福祉制度につきましては、県の補助事業でございまして、所得制限は県の制度を準用し、基準額を設定しております。限られた財源を効率的、効果的に活用し、安定的な制度の維持と経済的な公平性の観点により、一定の所得水準を超える方にご負担をお願いしているところでございます。

また、笠間市の単独助成事業においては、他市町村に先駆けて、乳幼児の受給者だけでなく、妊産婦、重度心身障害者、母子・父子家庭の受給者の外来自己負担金1回600円、入院自己負担金1日300円、入院時食事負担金について助成をしております。

県内では数少ない単独助成事業を行っており、他の市町村よりも充実しているところでございます。

なお、医療福祉制度の所得制限や単独助成事業のあり方について現在検討を行っているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） それでは、高齢化社会の取り組みについての包括的支援事業について、まずご説明を申し上げたいと思います。

包括的支援事業というのは、総合的な相談支援を行いながら各人の状態にあった適切な支援を行うことによりまして、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるように地域のネットワーク体制を確立していく事業であります。

今後増加が予想される高齢者に対する支援体制を整えるために、今年度より、医療、保健、福祉の関係機関や、警察、消防などによる地域包括ケアシステムネットワーク体制の

構築を図りまして、地域における総合的な相談支援体制の推進をしているところであります。

地域包括支援センターでは、相談支援の中核として介護予防を初め、権利擁護、虐待関係など、さまざまな相談に対応しており、平成24年度は954件、今年度は9月末現在で1,608件の相談がありました。

次に、3点目の要支援1、2の介護保険サービスについて、今般の介護保険法の改正が今報道されておりますが、それらに対する取り組みについてどのようにするのかということでございますけれども、厚生労働省社会福祉審議会において、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保のため、充実と重点化、効率化を一体的に行う制度改正が検討されておりますが、まだ新聞等の報道により知る範囲でありまして、具体的なものは示されていないという状況であります。

その内容として、要支援者に対する介護予防給付、訪問介護、通所介護については、市町村が地域の実情に応じ、効率的・効果的にサービスの提供できるよう、地域支援事業の形式に見直すということでされております。

介護予防給付の訪問介護、通所介護は、地域支援事業の中での対応となりますことから、地域格差が生じないようにニーズにあった施策の検討をしてみたいというふうを考えております。

現在の利用状況につきましては、介護保険の申請をして要支援と認定された方は、平成25年9月現在で、要支援1が233人、要支援2が352人の合計585人となっております。そのうち、ケアプランを作成し、実際にサービスを利用されている方は384人で、申請者の65.6%という状況となっております。

要支援者と認定された方に対しては、状態にあった適切なサービスを調整し、自立した生活を維持するための居宅介護、ホームヘルパーや身体機能維持のための通所介護、デイサービス、その他必要に応じて訪問看護や服薬の管理などの対応をしております。

今後の状況につきましては、国の方針が出た中で新たな施策及び地域づくりの検討をしてみたいというふうを考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 18番横倉議員のご質問にお答えいたします。

東日本大震災の教訓で何を学び、行政に生かしていくのかとのご質問でございますが、震災前の笠間市はこれまで自然災害等が極めて少ない地域であったがために、災害への備えが意識の上でも希薄であったと考えられます。

こうした中で、東日本大震災において、震度6強という地震が発生し、沿岸部においては大規模津波やさらには原子力発電所の被災による放射線被害にも見舞われている状況にあります。

この災害を教訓として、国では災害対策基本法の改正やそれに伴う防災基本計画の見直しを行い、県においても地域防災計画を改正するなど国を挙げての防災力の強化を図ってきているところでございます。

こうした中で、笠間市としては、大規模災害を想定し、平成24年10月に地域防災計画を見直し、各種防災対策や減災害施策を位置づけるとともに、災害予防、災害応急対策等を定めました。

また、いつでも起こり得る災害に対処するためには、自助、共助、公助の役割が極めて重要であることから、普及啓発を進めております。

まず、自助についてでございますが、自分の命は自分で守る大切さを地域の懇談会等で周知しております。

次に、隣近所、地域の方々に助け合う共助については、自主防災組織の結成を引き続き促進してまいります。

公助としましては、情報伝達の課題から防災行政無線の操作卓の統一を初め、6カ所の拠点避難所の整備、友好都市や民間事業者との間に災害時支援協定を締結しました。

さらに、市内22の福祉施設と災害時の要援護者避難協定を締結し、受け入れをお願いしております。

また、災害時の避難に当たり、笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定中であり、地域の安心・安全な体制の強化を目指しております。

さらに、本年5月には、当市の一部が東海第二原発から30キロ圏内に含まれるという状況のもとから、地域防災計画の原子力災害対策編を策定し、基本方針を定めました。

最近、異常気象による地域災害が各地区で発生しておりますので、今後とも災害に強いまちづくりに努めてまいります。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 18番横倉議員のご質問にお答えをいたします。

地震大国である我が国は、近年では平成7年に阪神淡路大震災を経験し、このときの調査から、昭和56年以前の耐震設計基準の建築物の被害が多く、数多くの倒壊した家屋により被害が拡大があったことから、耐震設計基準が見直されたところでございます。

当市では、平成21年度から昭和56年以前の耐震設計基準の木造住宅に対して、耐震診断費用の一部を助成する制度を実施をしております。

ご質問の住宅リフォーム等にかかわる助成制度につきましては、環境対策の観点から、森林湖沼環境税を活用した下水道への接続及び地域温暖化防止等の事業基金を活用した太陽光発電システム設置、福祉を目的といたしました居宅介護住宅改修、重度障害者住宅リフォームの助成、住まいの防犯対策の助成などや、地域で支え合う防災を目指した地域集会所の修繕に対する助成事業に取り組んでいるところであります。

以上のようなことから、各種施策ごとに助成制度を設けて取り組んでおりますので、新たに住宅リフォームの助成制度を創設する考えは現在のところございません。

なお、震災による被災住宅については、平成24年度に笠間市被災住宅復興支援利子補給補助金の交付要綱を制定し、民間金融機関から融資を受けて補修等をする方を対象に、借り入れに係る利子の一部を助成し、被災者の負担軽減を図っているところであります。

○議長（小藺江一三君） 消防長小森 清君。

〔消防長 小森 清君登壇〕

○消防長（小森 清君） 18番横倉議員の住宅密集地への耐震性防火水槽の整備促進についてのご質問にお答えいたします。

まず、防火水槽の整備につきましては、耐震性貯水槽と同程度の耐震強度を有している二次製品の認定防火水槽によりその整備を進めてきており、平成18年度からの実績であります。昨年度までに住宅密集地を含め、新設、更新合わせ37基の整備を行ってまいりました。

今年度からは、よりの確な耐震性とその明確を図るため、耐震性貯水槽として認定を受けた二次製品の防火水槽を設置することとし、5基の整備を進めております。

住宅密集地への既存防火水槽の耐震化につきましては、工事に係る資材運搬車両の進入路や建設用重機の作業スペースの確保、地権者の同意等が障害となり、同一場所への設置が困難と見受けられる箇所が多い状況にあります。したがって、整備箇所によっては公共用地の活用や他の公共整備事業とあわせた中での整備が必要となるケースもあり、早急な整備が困難なものもあります。

以上のことから、住宅密集地における耐震性貯水槽の整備につきましては、住宅密集地の規模や既設防火水槽の老朽度合いなどをもとに、公共用地の活用なども視野に入れた中で整備環境を整え、消防水の不足地域の整備とあわせ、当該事業を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 1問について伺います。

毎年8月は原水爆禁止世界大会が広島、長崎で行われます。そういう中で、笠間市でも国民平和大行進ということが行われまして、先ほども申し上げましたように、歓迎集会をいただいております。

そういう参加者の中から、非核平和都市宣言をして多くの自治体でやっているところは門柱とか見える形できちっと掲げている。せっかく非核都市宣言をしているんだったら、皆さんの意識高揚のためにもぜひやってくれないかという何人かの方からの要望がありました。

今、笠間市でも垂れ幕を下げています。それは交通安全月間という垂れ幕ですよ。交通安全はどうしてもやっぱり必要です。そういう中で、笠間の非核都市宣言、全国ではも

う90%を超えて宣言をやっている、それは本当に大事なことです。そういう点で、垂れ幕、標柱をつける、以前、笠間市合併前でも、友部でも、福祉の町友部、そして非核平和都市宣言が鉄柱が建てられておりました。さびやなんかでちょっと危ないということで撤去し、その後工事が入ったりして、そのままそういう標柱とか何かはなくなっております。

そういう点では、私もいろいろなところに研修に行った際に、門柱がはっきり非核平和都市宣言というのは多くの自治体で掲げております。ぜひ今後こういう課題、どうなのか、再度お願いしたいんです。

それと、今いろいろな催しありますね、年間とおしてクール・シュヴェールの月間とか、そういう催しがあります。また、オリンピックで川崎選手がすごいいい成績を掲げて顕彰しているわけですね。垂れ幕を下げて。

そういう点では、8月というのは特別な月間だと思うんですよ。世界で初めて被爆を受けた日本ですから、もう一度やはり絶対核兵器、そういうものを使わせてはならない、そして核廃絶はもう近々の課題になっているということで、その垂れ幕について市の考えをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小園江一三君） 市長公室長。

○市長公室長（深澤悌二君） 横倉議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

先ほど懸垂幕等については設置しないということでお答え申し上げました。

8月につきましては、終戦記念日ということでございますけれども、私どもの笠間市では、戦没者追悼式、これを恒久平和を祈念するために笠間の公民館で盛大に開催をしております。これは遺族ばかりではなくて、一般の市民の方も大勢参加していただきまして、あのホールがいっぱいになるほど来ていただいております。

要するに、1カ月間ということになりますけれども、これもやはりPRですよ。私どもは実際的に事業を行いながらPRをしていきたいというように考えております。

標柱の件もございましたけれども、合併前には確かに友部の標柱がございました。合併をしたときに、要するにそれぞれの市、町がいったん廃止されました。ということで、宣言等も全部廃止になったわけですね。それに伴いまして、宣言等については市において検討するというので合併協議になっております。

そういう中で、合併後議会の議員提案で非核宣言都市は宣言をされたというようなことでございます。その際に、標柱等は、友部の標柱はそのことで撤去されたものと認識をしております。

前に鹿志村議員さんの質問もございました。その中で答弁しているのは、合併前、笠間市は九つの宣言、友部が七つの宣言、岩間が四つの宣言をしているんですね。宣言のたびに標柱等をそれぞれ立てていくと、場所の問題とかいろいろな問題があるわけです。ですから、そういうことではなくて、PRをしながら事業として取り組んでいくということでございまして、懸垂幕等についても同じような考えでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 今核兵器廃絶というのは、世界の国々が核兵器の廃絶ということの達成するという合意しております。しかし、3年になります、世界の中でまだ核兵器廃絶のプログラムはつくられておりません。しかし、核と人間は共存できませんし、やはり草の根からの運動を広げ、大きくしていくことが本当に核兵器廃絶の大きな声になっていくのかと思います。

今月の10日ですが、国際医師会が報告していますね。これは核兵器廃絶ということで、今どんな小さな核兵器、そういうことを使っても、環境に与える影響はものすごく大きいということで、人口の4分の1、20億人の核兵器使った場合の気象に与える影響があるということで、20万人の人の食糧の飢餓が出てくるという警告を鳴らしています。そういう点では緊急の課題ですし、やはりこれまで掲げていなくても、もう本当に核兵器の廃絶に向けた国民世論の運動を起こす必要があるのではないか。

今異常気象といわれる、この間フィリピンで起こった90メートル級の風ですけれども、日本でもいろいろなところで集中豪雨、竜巻なども起こっています。そういう点とかみ合わせながら、こういう問題を今後取り組んで、今のところやる予定はないということですが、やはり市民の声を鼓舞する点でも垂れ幕をいろいろな形で下げているわけですから、8月に核兵器廃絶の垂れ幕をやって、やはり市民の喚起を促す必要があると思って、要望として、これは次に移ります。

○議長（小藺江一三君） この件については終わり。

○18番（横倉きん君） この件については終わりで、次に教育の参加ということで、子どもたちを原水爆禁止世界大会には送らないということですが、質問いたします。

現在小中学校で平和教育、どういう形で行われているか伺います。

○議長（小藺江一三君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

○教育長（飯島 勇君） 横倉議員の小中学校での平和教育のありようということのご質問にお答えいたします。

例えばですね、国語教材の中には国語教材にそれぞれの戦争教材があります。その中で、例えば親子だとか、子どもたちの状況というのを子どもたちに心情的に学ばせる、そして、それは国語の授業なんです、それは当然戦争の悲惨さとか、そういうものを实际的に、それから社会科の歴史の中では、戦争というのはどんなふうな形で起こって、どんなふうな悲惨な状況でということで、それも学習をします。

それから、当然公民的な分野の中では世界との関係ということでやっております。

それから、道徳だとか、そういう中では、そういう教材を使って、戦争だとか、各地で今でも起こっています、そういう悲惨な状況があったときには、例えば募金活動をするとか、そういうような形でやっています。

放射線については、この辺でもありましたので子どもたちはそのための教育もしています。

ですから、平和教育というように、個々でということではなくて、学校教育の全体の中に、これは当然教育の目標の中にも入っていますが、平和を願望する日本国民を創造していくということがあるわけなので、そういうものを学校教育活動全体を通じて行っている、それが今、日本の学校教育で行われていることです。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 時間の都合もありますので、次に進みたいと思います。

○議長（小藺江一三君） これは終わりですか。

○18番（横倉きん君） はい。マル福制度について伺います。

中学までの医療費無料化ということですが、そのことについて伺います。

県内で中学までの医療費無料化実施している市町村はいくつになるのか、また、その中で所得制限を撤廃している自治体は幾つあるのか伺います。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 横倉議員の再度のご質問ですけれども、中学3年生までの所得制限を実施している市町村ということで、これにつきましては現在30市町村でございます。それから……。

○18番（横倉きん君） 所得制限を言っておりますけど、なくしているところ。

○議長（小藺江一三君） しているところとしてないところだと。部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 失礼しました。中学生まで実施しているところにつきましては29市町村でございます、そのうち、所得制限を実施しているのが23市町村でございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 中学まで医療費無償化を実施しているところで、所得制限をなくしているところ、今ちょっとはっきりしなかったんですけれども、もう一度お願いします。所得制限がないところ、何自治体でしょうか。

○議長（小藺江一三君） 課長。

○保険年金課長（青柳京子君） ただいまの横倉議員の質問にお答えさせていただきます。

県の制度としましては、小学3年生までが対象となっておりますけれども、そのうち小学3年生まで所得制限を撤廃をしているところが3市町村ございます。小学6年生まで所得制限を11市町村の中で引き上げをしておりますけれども、そのうちで所得制限を撤廃しているところが4市町村、中学3年生まで年齢引き上げをしておりますけれども、29市町村中、23市町村が所得撤廃をしております。ですから、44市町村中30市町村が、年齢引き上げに差はありますけれども、撤廃しているところが30市町村となっております。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 今笠間で所得制限をやっておりますが、所得制限の基準は変わったのでしょうか。旧児童手当でこれまでやっておりましたが、その額もお知らせください。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 所得制限につきましては、旧児童手当特例給付所得制限というものを現在も使っております。

額についてなんですけれども、これは扶養者数とか、そういったものがございまして、幾つか段階的になっております。先ほども申し上げましたように、扶養者が2人の場合、標準的ということで見ますと、所得が453万円、収入ベースで633万7,000円ということになっております。

ゼロ人の場合ですけれども、393万円、収入ベースで558万7,000円でございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） この所得制限を笠間でなくすとしたら、いくらかかるのか。所得制限分をなくした場合の額についてお知らせください。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 所得制限をなくした場合の予算でございますけれども、これはあくまでも概算でございます。

小児、妊産婦、一人親、重度障害者全体で約4,000万以上が必要になります。これは単年で済む予算ではございませんで、経年的にこれがかかっていくということになります。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 所得制限ですね、この間最初に委員会で聞いたとき、中学生だと4分の1ということでしたが、先ほどの答弁では16%でしたか、17%ですか、そういうふうに言われました。そういう点では、4分の1ではなくて、17%ということをもた確認するんですが、それとあわせて、この税金ですね。所得が高いといっても、納税義務というのは所得にあわせて累進課税ですね。住民税でも所得税でも。ですから、公平性の原則からして、市は納税義務をきちっとかけて、それなりに所得のある人にはそれなりの税金を取っているわけです。そうしたら、法のもとの平等について、やはりこれは所得があるからあなたは別枠ですというのは、やはり理屈からしたら、法のもとの平等からしたら、これは通らない理屈ではないでしょうか。ほかもやっているからということ。公立とかなんかいつていますけれども、それはやはりお門違いではないか。

そしてまた、今所得制限が旧児童手当ということですが、もうこれはおかしいということで、所得制限をなくしてきている自治体がふえているんですね。そういう点では、この実態にあわない。子どもが大きくなるというか、少しずつ大きくなれば、いろいろかかります。教育費もかかります。住宅ローンも払わなくちゃならない。それなりに所得がある人にとっては、税金も払うわけですから、そういう点で、法のもとの平等について、どの

ように考えているか。ほかやっているからいいんだということではないと思いますが、その点伺います。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（安見和行君） 平等性から考えてどうなのかというご質問でございますけれども、最初にお答えしましたように、経済的な公平性の観点から、一定の所得水準を超えた方には負担をいただくということでございます。これにつきましては、県の補助事業ということで、県の所得制限、制度、そういったものを準用して行なっているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） この県の所得制限、茨城でやっておりますけれども、全国的に見ると、やはりこれはおかしいという、新しい児童手当が変わっているわけですから、そういう点ではやはり前向きに、これ以上ここで言っても結論は今すぐには出ないと思いますので、これからの検討課題として、そして笠間健康都市宣言をしているわけです。

今、古河市なども住み続けてほしいという、そういう定住政策も含めて、中学3年から拡大しまして、20歳までの医療費無料、所得制限をなくす、そういうことが来年から行われるという記事も出ています。

県でも、もう7割の自治体がやっているわけですし、県もぜひ引き上げてもらわなければいけないんですが、やはり税金の使い方をきちっと変えれば、4,000万かかりますけれども、それはそれでほかの生活に回ってくるので、やはり大事かなと思います。以上、これからの検討課題としてお願いして、次に移ります。

高齢化社会の取り組みです。

今、要支援の人585人。実際やっている中では384人がケアプランを立てていただいて、利用しているということですね。これを介護保険から外す。今40歳以上の方は、何かの事故、全部該当は40歳以上はできませんが、介護保険制度、社会的に支えるということをつくられて、保険料をきちっと納めているわけですよ。

税と社会保障の一体改革とか今やられております。消費税も上げて、福祉のため、そういう形で消費税も上げられました。まだ実施は来年の4月ですけども、これは実施すべきではないと私どもは考えておりますが、そういう点でやはり効率の名のもとに、一番利用している、要介護1、2の人、要支援1、2の人、これまで前の制度の改革で、要介護1の人が要支援2になって、下げられているんですよ。

脚が痛い、買い物ができない、重い物持てない、つえをつかなくちゃ歩けないのでということで、自宅での自立支援のために今ヘルパーさん、介護施設行ったりしてやっているわけです。そこを外すということが、やはりこれは介護を重くしてしまうのではないかと。費用の面から見ても、軽減ではなくて、逆にかかるのではないかと。そういう懸念がされておりました。それで、全部1、2を介護保険から外して自治体に任せるとするのも批判が

あって、通所と介護だけ自治体に任すということです。それについて、まだ検討、これからのということですが、もしそうなった場合、笠間市では今受けている人に対して、自治体に任される、ボランティアとか何かを使ってということになっておりますが、どういふふうを考えているのかを伺います。

○議長（小園江一三君） 福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、現在厚生労働省の社会福祉審議会介護保険部会の方で、それらの検討がされている段階であります。そのたびにいろいろな報道がされているところですが、先ほど横倉議員が言われましたように、当初は要支援についてはすべて介護保険の中から外すんだということで報道されておりましたけれども、その後いろいろな議論が重ねられた中で、今現在来ているのは、訪問介護、通所介護については、地域支援事業の形式に見直すということで今報道されているところです。

いずれにしても、新しい制度が示されて、負担と給付の関係を再度検討しまして、地域格差が生じないような施策の展開を、第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の中でも検討してまいりたいというふう考えております。

○議長（小園江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 今検討中ということで、これは今いろいろな介護従事者、それから関係している方、自治体の方からものすごいいろいろな問題が出されております。そういう点では、やはり実態をきちっと把握して、自治体でやれる、この要介護1、2の方はやはり生活援助ということで、介護を進ませない、そういう位置づけになっているはずで。そういう点では、これからの問題をきちっと上に上げていただいて、ぜひ介護が受けられない、今までのサービスが受けられなくないように、ぜひ取り組んでいただきたいということを挙げまして、次に進みます。

次に、災害に強いまちづくりについて伺います。

先ほど部長の方から、東日本大震災の教訓ということでいろいろお話をいただきました。確かに、笠間市でもこれまで余り大きな災害がなかったということで、なかなかその取り組みが今までできてなかった。

今回の東日本大震災は岩手、宮城、福島、茨城、千葉、やはりそれぞれにいろいろな災害が出ているわけですね。ここにさまざまな問題が出されております。この中で、原子力防災の面でも、避難訓練やら、そういう避難の計画、原子力防災についての訓練が出されました。そういう点で、この防災訓練、やはり事故は起こり得るということですよね。

原発は、福島は2年9カ月たちました。この間12月4日ですか、1,000日たったわけですよ。でも、14万人の方々が避難生活をしています。東海第二原発が、笠間は30キロ圏内に入るわけです。いったん放射能の汚染があれば、ふるさとを奪われ、帰れないわけです。そういう点で、笠間市として、この原子力防災に対して、再稼働、東海の原発に対する再

稼働について、私はもうきっぱり廃炉を求めるべきではないかと思いますが、市長の、前も聞いておりますが、その点について伺います。

○市長（山口伸樹君） 通告にありません。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） ぜひその辺はこれからの審議の中で廃炉に向けた取り組みを要望したいと思います。

それから、避難所の件で、拠点避難所ということで6カ所あるわけです。そういう中で、やはり女性ならではのいろいろな問題というのが出されています。そういう点では、女性リーダーをそういうところの受け付けというか、避難所に対する取り組みで、女性の登用というか、そういう責任者も置けるような体制をこれから取っていただきたいと思いますが、そういう点ではどうでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 横倉議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

避難所において、女性のリーダーの配置とかという話でございますが、やはり男女共同参画もありますけれども、女性の方が避難者に対して接しやすいとか、女性だから避難者に対して安心感を与えとか、そういった部分もあると思いますので、そういった部分も含めて検討していきたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん。

○18番（横倉きん君） 時間もありませんが、住宅リフォームについて、次に進みます。

○議長（小藺江一三君） やらないって言ったっぺ。それは答えたって。

○18番（横倉きん君） 住宅リフォーム、先ほどやらないということですが、全国では1年間に200自治体がふえています。これはやはり景気が低迷している中での地域活性化ということが大きく取り上げられてふえているわけです。

今笠間市でも、市税、その他を含めて、23年度は382件の滞納者に対する差し押さえ、24年では603件の差し押さえがありました。

そういう点で、やはり地域活性化、いろいろ今は取り組まれているということですが、そういう地域の起爆剤になる、住宅を直す人、それから業者もいいですし、市としても助成をすることによって15倍から20倍の波及効果があるといわれています。そういう点ではこれからの検討課題にできないか伺います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長。簡単に。時間だよ。答えたら終わりだよ。1問やったら終わりだよ。

○都市建設部長（竹川洋一君） 横倉議員の再度のご質問にお答えをいたします。

先ほども答弁いたしました。本市では各種施策ごとに取り組んでいるところでございまして、本市では環境対策に助成を主に取り組んでいるところでございます。先ほども申しましたけれども、現在のところその制度の考えはございません。

○議長（小藺江一三君） 横倉さんに申し上げます。時間ですので、横倉きんさんの質問を終わります。

○18番（横倉きん君） ありがとうございました。

○議長（小藺江一三君） ここで休憩をいたします。2時50分に再開いたします。

午後2時40分休憩

午後2時51分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

○11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木です。通告に従いまして一般質問を行います。一括質問し、その後、項目別に3項目について討論を行いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 討論。

○11番（鈴木貞夫君） 質問を行います。

東日本大震災、東電福島原発の過酷な事故から早くも3年がたとうとしております。これまで私はこの問題についてたびたび一般質問を行ってきました。しかし、原発事故は今もってその深刻な事態は進行しております。25万人もの人が全国に避難し、帰る見通しはありません。汚染水問題は連日報道されております。汚染物質の中間貯蔵施設を福島原発周辺に18平方キロにわたって国がつくるということが報じられました。その地域は今後永久に帰ることができなくなってしまうのではないのでしょうか。

4号炉の燃料棒の取り出しが始まっていますが、使用済み燃料棒の最終的な処理の見通し、方法は今もってありません。今、世界中で高レベルの放射性汚染物質の処理がガラス固化して地球深く埋めるという方法がいわれておりますが、多くの問題があり、今もって実現しているところはありません。それらの物質が安定するには数十万年から数千万年の時が必要とされております。

100万キロワットの原発が稼働すると、広島型原発の死の灰が1日に3個、1年に100個も生成されると言われます。現在、日本の原発にある使用済み核燃料棒をガラス固化した場合、2万3,100本にもなると言われます。

東海原発は建設以来35年となり、既に耐用年数を過ぎています。東海村には各種原子力関係の施設があります。その中にことし5月に事故を起こしたJパーク、大強度陽子加速器があります。これも一種の原子炉であります。

そこで質問をいたします。まず第1番に、このような状況にある福島原発の事故を見たときに、東海第二原発の再稼働があるのかどうか。市長は前回の私のこの質問に対して、国の云々というようなことで再稼働についてもはっきりしたことは言いませんでしたけれども、国のあれによっては認めるというふうにとれる回答をしております。ぜひとも私は市長の見解を伺いたいと思います。

これらの問題を受けて、今笠間市で問題になるであろう二つの点について質問いたします。

二つ目に、原子力対策です。原子力災害対策計画は今どようになっているのでしょうか。笠間市はことしの5月、防災会議が行われました。その後どようになってきているのか。また、県はこの11月27日に防災会議を開いたかのような新聞の報道、さらには28日でしたか、知事の記者会見等もあって、防災問題についての知事の見解も出ております。それらの新聞の報道を見ると、県の防災会議が開かれたと受け取られる面もあります。

今までこの原子力災害対策計画については、国、県からの方針が示されないために、市としてもつくり出すことができないというのがこれまでの回答でありました。具体的な方針について、県からそのような防災会議を受けた内容というのが市に示されているのでしょうか。

今までの防災計画の中身を見ますと、避難ルートやその方法、避難場所、避難場所への食糧の貯蔵の計画等は一切書かれておりません。30キロ圏内に一時的にとどまざるを得ない人についても対策がほとんど示されておりません。

ことしの5月31日に、総務課から議員各位ということで、「笠間市地域防災計画原子力災害対策計画編案の送付について」というのが送られました。今まで正式に議員に示された対策計画というのはこれ一つしかないんですよ。議員は中身は全然知らない。いろいろ私は持っていますけれども、いろいろな文書は出ております。いくつも。しかし、市からはこれ1冊が1回送られてきただけです。これはどういうことでしょうか。何を市民に聞かれても、全然答えようがない。これを私は上り下り読んでいますけれども、先ほど質問したような事項に具体的な避難の計画でいうと、一切出ていないというのが現実です。その辺についての回答をいただきたいと思います。

三つに、エコフロンティアかさまの問題です。

私はこの問題についても再三取り上げてきました。私が一番言いたいのは、受け入れ基準にない物質をなぜあそこで受け入れなければならぬのか。

事業団が県に示した産業廃棄物処理施設設置許可申請書というのが、きょうはこんな厚いから持って来ませんけれども、それ、1面をコピーしてきました。これは市にもあると思うんですよ。事業団が県に出したやつで、このくらいありますね。この文章どこを見ても放射性物質を受け入れるということは一切書いてない。

これを見ていくと、エコフロンティアはどのようなものを入れて、どのようなふうな施設かということは書いてあります。そこをちょっと一言いきたいと思います。目次の中に、5番目に、「産業廃棄物処理施設の処理能力」という項目があります。こういうふうにページがわざわざ切ってあって、これはコピーしましたからあれですけども、その中に受け入れ基準というのがある。これ、一覧表です。この下の方に米印ですね、こういうふうに書いてあるんですよ。「酸廃酸、灰アルカリ、動物の糞尿・死体、爆発性・毒性のある廃棄物、放射性物質及びこれによって汚染されたものは受け入れ禁止」とあるんですよ。はっきり、

こういうふうに入力基準の中に書いてある。

次のページにどういうことが書いてあるか。「処理能力の設定」というのがある。これを受けて、どういうふうな処分場としてつくって、溶融炉がつくられるか。こういうものを入れて、こういう処理をしますというところにも、さっき言ったのと同じ文言が欄外にちゃんとこういうふうに入力基準の中に書いてある。

市長は前回の私の一般質問に対して、国の基準を守っているからいいんだというふうに言いましたけれども、私は大いに疑問を感じるんですよ。8,000ベクレルという基準を国はこのですね、環境省はこういう文書で示しております。確かに、8,000ベクレルというのは特定一般廃棄物というふうにして指定はしております。

要は、これを見ていくと、特定一般廃棄物というところはこういうふうな処置をしなければならないか、こういうふうに入力基準の中にちゃんと出ているんですよ。こういうふうに入力基準の中に隔離しなさい。こういうふうに入力基準の中に隔離して処置すると。こういうのが国の基準です。これは平成23年12月の第1版です。第2版も全く同じことが書かれている。

それで前回、私は部長に質問したのは、このような基準があるのに、なぜ8,000ベクレル以下ならばいいということで搬入しているのかという問題を追及しました。そして、どのように処置しているのかということも聞きましたけれども、実際にはわかりません。私たちが行っても、ここから見てあの左側のこっちだと言うだけであって、ほかのものと一緒にあってこういうふうに入力基準に入っている。

こういうふうに入力基準の中にちゃんと毎日積んだら隔離して、水に放射性物質が漏水しないようにしなさいというのが環境省の基準なんですよ。もし、こういうふうな物質を受け入れるなら、こういう施設にしなさいいけないというふうに入力基準の中に書いてあるわけです。そういう施設になっていないというところに私は問題だと言っているんですよ。

10月25日に国へ要請行動ということで、私も行きました。朝10時から夕方5時までかかりましたけれども、午前中の1時間半にわたって原子力問題がありました。環境省の役人、その他交代で10項目についてやりました。

そのとき私はこの問題を取り上げて、放射性物質は8,000ベクレル以下はよしといったことは、受け入れる設備のないところへ放射性物質を受け入れるとはどういうことなんだというふうに入力基準に入りました。

8,000ベクレルというのは1キロの単位です。1キロの中にしかない。1トンあったらその1,000倍ありますよ。800万ベクレルの1トン持って来れば、放射性物質があるということになるわけですから。それを何万トンにもなれば、既にエコフロンティアでは1,000万ベクレル以上の放射性物質が入っているのではないかとというのが私たちの推測です。そういうことを指摘して、環境省としても問題になるんじゃないかと言いました。何ベクレルまで総量として認めるのかということを行ったときに、言葉を濁して、そういう問題もありますということだけでした。環境省の、ちょっと名前は私もわかりませんが、10数

人出てきた中からそういう回答もありました。

あさって18日には茨城県の担当者ともこういう問題についても話し合いをすることになっております。

私たちは機会あるごとにこういう問題点について、放射性物質を安易に取り扱わない、ちゃんとした施設でしないと大変なことになるのではないかとということを主張しているわけです。

その辺について、国の基準がこれだからいいんだということは、あそこの処分場というのは放射性物質は入れませんと私たちに説明してつくっているんですよ。こういう基準でつくりますということを言っているんですから、それを守ってもらわないと困る。

そういうような、ただ国が決めたから、市民との約束でつくられた基準を破ってもいいというのは、私はないと思うんです。

もしそれをやるならば、市民を集めて公開状等でも何でも、公民館でもちゃんとした説明をすべきですね。何ら説明をせずに入っているところも問題があると思うんですよ。

私たちがその辺のことを問題にして、今事業団とちょっともめていますけれども、そういうことも含めて、私はこのエコフロンティアかさまの問題というのは、将来的には大変な事態を引き起こさなければいいがと思いますけれども、前回にも遮水シートの問題等でいろいろこういうふうに議論もありました。その辺のことも考えると、やはり即刻放射性物質の受け入れはやめて、ちゃんとした、このような環境省が示している施設に少なくとも作りかえるということが必要じゃないでしょうか。以上で質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

東海第二原発の再稼働についての見解ということでございますが、核燃料を保有する原子力施設が存在する以上、UPZ、いわゆる30キロ圏内の首長として万全な安全対策を事業者や関係機関に対して、引き続き私としてはお願いをしているところでございます。

再稼働についての考えは、私から何かの答えを引き出したいかどうかわかりませんが、私は前から申し上げておりますように、現況としては前回お答えしたときと変化なく、再開するまでの周辺プロセスが明らかでない現段階では、私の見解を出すことはできません。以上です。

○議長（小藺江一三君） 総務部長阿久津英治君。

〔総務部長 阿久津英治君登壇〕

○総務部長（阿久津英治君） 11番鈴木貞夫議員のご質問にお答えいたします。

県の原子力災害対策計画は示されたか、また、市は5月の防災会議後、どのように検討しているのか、その中で避難ルート、方法、避難場所、避難場所への食糧、貯蔵の計画、さらに、30キロ圏内にとどまらざるを得ない人への対策はどのようになっているかのご質

間かと思いますが、初めに、県の原子力災害対策計画は昭和38年に当初の計画が策定され、平成25年3月に現在までの最終修正が行われたものが示されております。

しかしながら、県の現在の計画についても昨今の災害対策基本法の改正や国の原子力災害対策指針の改定などにより、さらなる修正が必要となっております。

また、原子力災害広域避難計画については、ことし7月から策定に向けた課題抽出や検討協議を行っているところであります。

本市の5月の防災会議後の検討としましては、この県における広域避難計画に係る検討協議に対して、原発から30キロ圏内であるUPZの区域を含む市として参加し、議論を進めているところでございます。

ご質問の避難ルート、方法、避難場所、避難場所への食糧貯蔵の計画、さらに、30キロ圏内にとどまらざるを得ない人への対策につきましても、広域避難計画における協議の中でそれぞれの個別課題として検討を行っているところでございます。

しかし、検討事項としましては、広域避難における避難先の問題や病院への入院患者、福祉施設入所者、さらには在宅要援護者など、避難区域内の災害時要援護者の避難をいかに行うかなど、多くの関係機関を対象に具体的な方策を検討していることから、今年度内の策定は困難な状況となっております。

今後は、核燃料が東海村に存在する以上は、広域避難計画の策定は不可欠なものでございますので、早期に策定できるよう協議に参加してまいりたいと考えております。

○議長（小園江一三君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 11番鈴木貞夫議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、この件は何度も質問をいただいております。

まず、平成22年11月のエコフロンティアの4者協定において、受け入れ基準の中で、別表として放射性物質及びこれによって汚染されたものは受け入れ禁止とありますが、これは当時放射性物質については原子力関連法案でのみ述べていたわけなんです。ご存じのように、福島第一原発の事故発生に伴い、新たに施行された放射性物質汚染対象特別措置法第21条及び第22条により、事故由来放射性物質による汚染されたものについては、廃棄物法においての規定によっても受け入れることになり、エコフロンティアにおいても8,000ベクレル・パーキログラム以下であれば、埋め立て可能との基準に基づいて対応しているところでございます。これに基づいて、エコフロンティアでは、特措法に基づく特定一般廃棄物、特定産業廃棄物関係ガイドラインに準拠した埋め立て処分を行っており、適正に処理されていると考えています。

安全対策として、また、市民への広報としましては、放射線量について、敷地境界において毎月線量測定を実施しておりまして、測定を徹底し、広報でもお知らせしております。これを踏まえて、今後もより一層の施設管理を努めるよう申し入れてまいりたいと思いま

す。

それから、市民に何も知らせてないということですが、福田地区の対策協議会に対しては、これまでそのような受け入れに関して、また石巻の瓦れきについても、エコフロンティア並びに市のほうでまいりまして、幹事会、役員会、さらには1年に1回ですけれども、総会等で主だった報告をさせていただいております。ですから事故以来、放射性に関しての考え方は法律を初め全く変わっているという事情はよくご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（貞）君。

○11番（鈴木貞夫君） まず、市長の見解はこの間もお聞きしました。そういう回答だろうというふうに思っておりますけれども、先ほども申しましたように、福島原発の状況を見たり、いろいろ、Jパークですね、東海村にある事故を起こした。あれも原子炉なんですね。ただ、方式が違って、高速の90%までのスピードを出した陽子を必要な放射性物質に当てて分解させるという装置だそうですね。

この間、県のこれに関する資料を引いて、その議事録も見ましたけれども、この間の事故というのは電圧だか何かがちょっとこういうふうに狂って、それで放射性物質が外に出たということで今止まっているわけですね。この装置というのは世界中でもまだ実際には動いてないらしいですね。

今問題なのは、世界で、先ほども申しましたように、高レベルの放射性物質に汚染されている使用済み燃料棒の処理の問題なんですよ。アメリカは一切処理しておりません。砂漠に埋めております。そのまま。

日本でも今、原子力発電所48基が停止したままですね。54基あるうちの6基は福島で廃止になっていますから。あと、もし運転が始まっても、2年から6年ぐらいで使用済み燃料棒がプールに入り切れなくなってしまうと。処理できないという問題が今日本の原発では一番問題なんですよ。

私たちが福島へ行ったときに、衣服を借りたり、靴をこういうふうにスリッパみたいなものを履いたりしましたけれども、ああいう低レベルに汚染された使い捨ての衣類その他がドラム缶に100万本超すもあって、その処理ができなくて困っているんですよ。そういうふうな廃棄物をどういうふうに処理するかということを今最大の課題で、もうにっちもさっちもいかないと。

先ほども言いましたように、4号炉から一応取り出すことは始まりました。あと1年かかるそうです。じゃあ、それをどこへ持って行くんでしょうか。あそこの原発の敷地内へ取りあえずは置けらしいんですけども、全部置くわけにいかない。青森の六ヶ所村にその施設をつくってありますけれども、ガラス固化できないんですね、今もって。そういう問題があって、今世界中でこの問題というのは大変な事態になっているんですよ。

ただ、フィンランドがスカンジナビア半島に掘っておりますけれども、岩盤の中に、300

メーターの穴を掘って埋めると。10万年単位のということで公表したら、10万年たっているときに今の人類がいるかどうか。書かれた文章がわかるかどうか。10万年間スカンジナビア半島が安全であるのかどうかという大問題になっているんですよ。

ガラス固化して、40センチで1メートルでこのくらいあるわけでしょ。それをまたほかの入れてやるわけですけども、すごい発熱するんだそうですね。絶えず冷やさないといけないと。それを何千本、何万本とこういうふうに1カ所に置いたときの発熱量というのは想像もできないし、それが岩盤にどういう答えをつくかわからないといわれている。

そういうことを考えたら、第二原発の稼働というのは、私はあり得ないというふうに思うんです。市長に、その辺のことをひとつ、よくいろいろ調べたり、市の原子力アドバイザーという人がいるわけですから、私よりきっと詳しいでしょうから、その人の見解等も伺って、ぜひその辺のことを認識していただきたいというのが私の要望です。

それと、防災計画ですね。これはことしの3月ですけども、これしかないんですね。公式に市から議員の方に出された文書というのは。私はいろいろ持っていますけれども、防災会議に出たり、いろいろしたときにもらってきたものであって、全員に配られたのはこれだけなんですね。

これには先ほど言ったような、具体的な避難ルート、その他一切書かれてない。それが問題だというふうに今回質問したわけですけども、県や何かのそういう、私はこの間も言いましたけれども、たしか県や国が基本的なことは示さなければならぬけれども、市としたらどういう方法があるのかということをも市の職員の中で検討してみるという必要じゃないでしょうか。国や県はこの道路があるということであって、細かい、どこがどういう人がいるかという計画はないと思うんですね。そういうときにどういうふうに動いたらいいかということをやはり計画を立てて、それが十分できないかもしれませんが、私はやる必要あると思うんですね。

福島原発のときに、茨城県から百数十台のバスが動員されて行ったそうです。南相馬市に行ったバスは、何とか病院へ行ってくれということで、患者を乗せたそうです。どこへ行ったらいいかと言ったら、とにかく西だと言った。とにかく西へ行けと。ただそれだけの指示でみんな帰ってきちゃったんですよ、茨城県に、ほとんどが。ただ西へ行け、西へ行けって言ったって、混雑した、どこへ行くのかって行先もわからないと。病院の患者を積んでですよ。そういう事態にならないようにやはりするということが、私は今度の防災計画の一つのあれだと思うんですね。

それと、行った先でやはり食糧や飲み水等が保証されるかどうかということが一番大切だと思うんですよ。3月か6月の議会の質問で、市民部長が、集会所に千何百食、あそこの集会所に1,000食あると言いましたけれども、あれはここの人たちが避難したときは使えますけれども、具体的に遠くに行った人には全然保証されないでしょう。そういうようなこともあわせて、どのくらいのことが必要かということはあるかじめ計画して練っておく

必要が私はあると思いますよ。どうでしょうか、その辺のことを、私はこの防災計画の問題では、やはり市の中で練り直さなきゃいけないかもしれないけれども、市長さんもいますから、どういうふうにしたらいいか、道路どうかということも含めて、市は独自で少しは練っておく。上から来たら、県が示したからそのとおりに行けばいいというふうに、私はならないと思うんですよ。具体的なそういうことを少しでも職員の皆さんが検討していただく。

また、必要だったら、その地域なら地域の区長さんなんかにも協力して、そういうような計画をやっておくということが私は必要だと思うんです。その辺についてどうでしょうか。そういうようなことをこれからやっていくと。今までできないのはしょうがないんですけれども、それでしょうがないからっておいておくわけにいかない。そういうことをこれから私はぜひ計画の中に入れていただいて、やっていただきたいと。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 鈴木（貞）議員の再度の質問にお答えいたします。

まず初めに、原子力災害対策の計画が5月に示されたものしかないんじゃないかというようなお話でございますが、この計画は原子力災害対策の基本となる計画でして、個別の広域避難計画ですとか、そういったものは現在、前から何度も申し上げましていますとおり、県と市町村交えて検討しております、それが今年度内の策定が難しい状況になったということが先ほどお話しした部分でございます。

それと、5月以降、独自に計画してはどうかというような話もございましたけれども、独自に計画できない理由をちょっと申し上げたいと思いますが、市町村が独自に避難ルートを設定し、そういったことをした場合に、同じルートに避難が集中したり、渋滞が悪化したり、そういうことが懸念されます。

避難所の指定の問題につきましても、避難先が同一地域で重なる可能性がある、こういったことがないように県の方で広域避難計画を策定して、その策定を待って市町村が策定すると。そうしないと実効性のある計画にはならないと考えられているからでございます。

それと、食糧の調達の問題などにつきましても、地元で万が一の時のために保管しておくのか、あるいは避難先が決まった段階で避難先の方に保管しておくのか、そういったことも含めて県の広域避難計画の中で検討中でございます。

具体的なイメージとしてちょっとわからないとあれだと思いますので、先進事例などを申し上げますので、イメージしていただければと思うんですが、広域避難計画の先進事例としては、例えばどここの集落は何々の交通手段を使って、どのルートでどこどこへ避難すると。そこまで決まっていないと恐らく実際するときには機能しないということですので、そういったことを含めて検討しているもので、県の方でも時間がかかっているような状況でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（貞）さん。

○11番（鈴木貞夫君） 今の問題ですね、知事が記者会見やって、新聞にも報道された。私はインターネットできないから、いつも頼んでいるのに頼んで引いてもらったら、全然中身がないんですよ。あれは驚きましたね。全然県のホームページに載ってないって言うんですよ。そうすると、27日か何かでやった防災会議というのは、ただやっただけで、何もやらなかったかなというふうに、実に不思議に思ったんです。だって、もう半年ぐらいの間に防災会議やるとは、7月の幾日に説明するとか、いろいろなことがあるわけですけども、全然知りようがないんですね。

私はそこで、今ないものを出せと言ってもしょうがないかもしれませんが、こういういろいろな計画出てきて、インターネットで引いたり、共産党の県議会に行ってもらったりというふうなことで、資料手に入りますけれども、ぜひそういうのが入ったときに私たち議員にも配付してもらいたいと思うんですよ。

やはりそういうのを見ることによって、どうなっているか、どういうふうに考えたらいいかということ私たちも整理していかないと、一般の人に聞かれても、新聞やテレビを見たら、いや、こんなの出ている。どうなっているのって、こういうふうに聞かれるんです。わかりません、知りませんとは言えないよね。じゃあ、調べてみるということになるわけじゃない。ぜひともこの辺の情報というか、資料ですね、ちょっと手数もかかりますけれども、やはり正確になるべく早く議員には示すようにしていただきたい。

それが1点と、ことしの5月29日にやった防災会議でスケジュール決まりましたね、一応。ことし末までに防災計画を立てますと、あのスケジュール表が出ているわけですけども、今ここに持って来ていませんが、それはもうご破算で、実質的には来年度に入って、そうするとまだ細かいのはわからないけれども、そういうのが出てきた段階でということでしょうかね。その2点だけちょっと。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（阿久津英治君） 先ほど鈴木（貞）議員の方で知事ということが出てましたが、多分新聞の報道だと、県の副参事の会議の後の記者との面談の中で出たことだと思いますが、広域避難計画がまとまる時期としては、避難手段や避難先、避難対象区域の決定など、課題が多いもので、年度内の策定は難しいという見解を県の副参事が示したということが新聞記事に載っていたと記憶しております。

資料の提供については、公開できる状況のものは随時公開というか、お配りしたいと思います。

市の計画については、そういったことでご破算かということですが、何度も先ほどから言っておりますように、県での広域避難計画が策定された後、それをもとに市の広域避難計画を策定しないと、実効性のある計画ができないということで、その後の市の計画は完成というスケジュールになります。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（貞）さん。

○11番（鈴木貞夫君） そうすると、ちょっといつになるかという見通しは今のところ立たないというふうにとっておいた方がいいですね。いいです。じゃあ、結構です。この問題については、また、後日にでもわかるときいろいろ聞きに行きますので、よろしくお願いします。この問題、どうもありがとうございます。

次に、エコフロンティアの問題について。

確認も含めて、やっぱり私は質問したいと思うんですよ。私たちがこのエコフロンティアの一番初めのころから、私がかかわってきたと思うんですね。計画をまだ市が隠しているような時代からかかわってきたわけです。市長の時代じゃありませんけどね。

そういうことを見ますと、その当時から何回も公民館や何かで説明しているんですよ。いろいろな。そういうときに配られた資料というのがさっきの4者協定の別表なんですよ。それから先ほど言いました、この許可申請書の中にある、これをただ印刷しているだけなんですよ。だからこの許可申請書の処理能力とか、これというのはただのビラで出したものじゃなくて、あの建物はこういうことでできていますということを証明しているんですよ。もし、これを破ったら成り立たないというのが本当じゃないですか。その辺どう思いますか、それをちょっと聞きたいんですよ、私は。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 済みません、反問権ということじゃないんですが、それは先ほどの基準を中心に言われているんですよ。受け入れの基準を。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（貞）君、もう1回。

○11番（鈴木貞夫君） 私が今言ったのは環境省の基準と関係ないです。事業団が茨城県に提出した、あそこの建物はこういう処分場としてつくりますという許可申請書の、正式には廃棄物処分処理施設設置許可申請書という、こういう表書きですよ。14年7月5日付で事業団の角田、その当時の理事長のハンコが押して、橋本昌のところに出された。これに基づいてつくられているんです。違いますか、あの処分場は。こんなにありますよ。きょう持って来てありませんけれども。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） そのとおりだと思っております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（貞）君。

○11番（鈴木貞夫君） だからそれで言うのは、もう1点、こういうのは見ていると思うんですね。これはエコフロンティアかさま溶融処理施設報告月報ということで3カ月に1回出てくるんですね。何ページもあります。

なぜこれを持ってきたかというのと、ちょっと字が細かいので、めがねかけないと見えませんが、この排出基準、炉から出るガスですね、煤塵だとか、HCL、NOXというのは窒素酸化物だと思うんですね。SOXというのは硫黄系統ですね。CO、一酸化炭

素。

この基準というのはこういうふうにかかれてるんですよ。法定基準430がHCLの場合には自主管理規則は100、煤塵についてはゼロ、0.01、NOXについては、国の基準が250だけど、100と。SOXについては3,040が100と。一酸化炭素については130と。こういう施設だから皆さん安心ですとあの炉はつくられてるんですよ、これは。ただ単に思いつきでね、僕は自主管理や目標というのを、目標じゃないですよ、自主管理基準ですからね。自主管理基準ですね、その上に法定基準値というのがあります。法定基準値というのは何倍も、10倍以上もこういう高い基準を出しているんですよ。こういうふうに皆さんのところには排気ガスは国の基準より厳しいので出しますから、あそこの溶融施設は安心してくださいというのが説明ですよ。

ときどき、たしかこれを下回って、ときどきこういうふうになんかして問題になるんですね。事業団の説明というのは、国の基準があるからいいんだの一点張りなんですよ。私はそれは欠陥のある施設と言いたい。自分らでつくったときに、こういうふうな排気ガスしか出しませんという約束して、基準を守れなかったら、国の基準があるからいいんだって、さっきの8,000ベクレルと同じように、8,000ベクレルは国の基準だから、放射性物質や放射性物質を含む物は入れないという基準は関係ないよといわれるのと同じ考えじゃないかと思うんですよ。

私は、ここの建物というのは、私たちがこれを要求して、こういう基準にしろと言ったんじゃないんだ。こういうことが3カ月に1回出ますね。今度12月のあれにも出てくるかもしれないです。9月に出て、10、11、12だから。

そういうのを見ると、こういう基準を守れないということは、私は、あそこの処分場自体が欠陥があると。こういう炉につくりますという、守れないというのは欠陥でしょう。そうすると、さっきのこの申請書に出ている放射性物質を含むものは入れないと言っているのに、入れてくるというのはどういうことかということですよ。

しかも、くどいようですけれども、言わせてもらえば、これですね、環境省の基準、これではちゃんとした施設にしろというふうにかいてあるのに、守ってないから問題だって。なお二重に問題が起きているということを私は言っている。その辺の見解をちょっと伺いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂 浩君） 済みません、私の理解が悪ければあれなんですけれども、今は大震災後の問題を答えればいいわけですよ。

○11番（鈴木貞夫君） だから要は、放射性物質を受け入れている問題について。

○市民生活部長（小坂 浩君） ですから、この問題は、一つには法的な問題と、あとは技術監視基準がございますが、法的な問題は先ほど申し上げましたように、特措法によりまして廃棄物処理法でも受け入れが可能だということで、それが8,000ベクレル・パーキロ

グラムが基準でございまして、ガイドラインに基づいて受け入れると私たちが聞いておりますし、そのとおりだと思いますし、これは鈴木（貞）議員もご存じだと思うんですが、最終的には、毎年1回でございしますが、環境保全委員会、茨大の田村委員長が座長を務めておりますが、この委員会でもその辺の受け入れの技術的なものはチェックしているわけでございますから、専門家が集まった会議ですので、市としてはそちらに、市が委ねているわけではないんですが、そちらの見解に委ねているところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木（貞）君。

○11番（鈴木貞夫君） おかしいですよ。こういう基準でつくると言ったら、国の基準つくったからって言うなら、この基準いらないじゃないですか、初めから。そうですね。国の基準がこうなったから、こんなものいらないんだって、そういうことになってしまふんじゃないですか。

だから先ほど言ったのは、この排気ガスの問題なんか取り出す必要ないけれども、これも同じような性格があるということをお前は言いたかったから、コピーして持ってきたんですよ。私は市長のですね、このやはり問題というのは、さっき対策協議会の幹部か何かには説明したというふうなことを言っていますけどね、市民に対してちゃんとした説明をしてもらいたい。やはりつくるときは約束と違うんだから。つくるとき、こういうのでつくります、安全ですと言いながら、違うものを持ち込んで、それは国の法律が変わったからいいんだ、そんなことあり得ないですよ。そうじゃないですか。いいです、この問題は、はい。

○議長（小藺江一三君） 終わりですか。

○11番（鈴木貞夫君） 答えられれば答えてください。いいです。結構です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は明日開きますので、ご参集ください。

3時50分より議会運営委員会があるそうですので、よろしく願いいたします。ご苦労さまでした。

午後3時39分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署名議員 鈴木 貞 夫

署名議員 西 山 猛